

三井銀行五十年史

緒言

三井銀行の起源は遠く天和三年五月江戸兩替店の開店當時に溯洄すべく今其沿革の大要を述ぶれば德川幕府時代には三井兩替店及三井組の名にて兩替並に御用爲替の業を營み維新改元後亦御爲替方三井組名前を以て專ら官金出納に從事せしが明治九年七月制度一新私盟會社を組織して私立三井銀行を創立し同二十六年六月合名會社組織に變更して合名會社三井銀行と唱へ更に同四十二年十月株式會社組織に變更して株式會社三井銀行と稱す卽今日の三井銀行是れなり其間二百四十餘年連綿相繼ぎ今日に至れり然るに大正十五年七月一日は恰も私立三井銀行が明治九年七月一日歐米

其記念の爲め本册子を編纂せり三井銀行發達史は一面日本金融史にして蒐集の資料亦乏しからずと雖も之を詳述するは小册子の能くする所にあらず乃ち其大綱を擧ぐるに止むと云爾

のバンクに倣ひ開業せしより滿五十年に相當するを以て其記念の爲め本册子を編纂せり三井銀行發達史は一面日本金融史にして蒐集の資料亦乏しからずと雖も之を詳述するは小册子の能くする所にあらず乃ち其大綱を擧ぐるに止むと云爾

大正十五年七月一日

目次



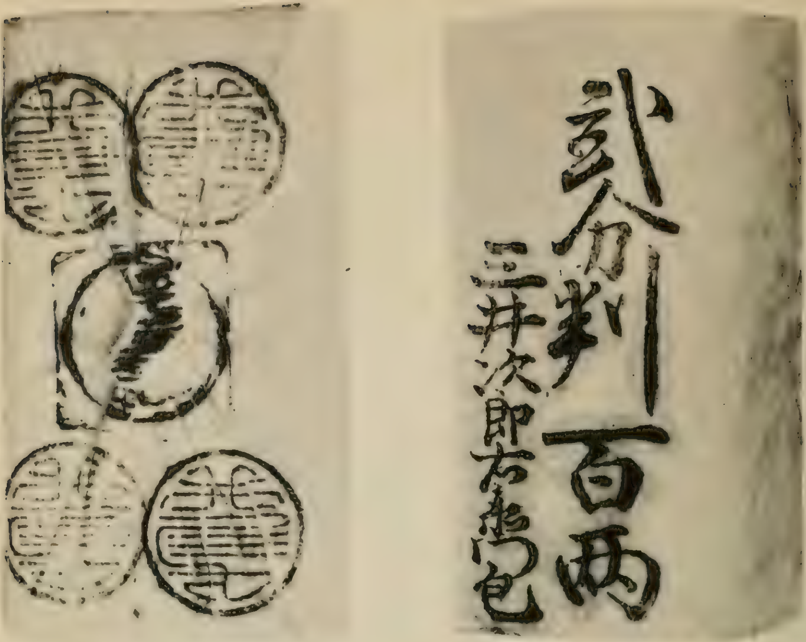
三井兩替店創業者　故三井高利



江戸駿河町越後屋、三井呉服店（本文二頁參照）



江戸駿河町北側　三井兩替店　(本文二頁參照)



三井次郎右衛門包（本文四頁參照）



江戸銀座会札（本文一三頁參照）

三井銀行五十年史

第一章　兩替店時代

自天和三年
至慶應三年

江戸時代の兩替屋には金銀兩替と錢兩替との別あり錢兩替屋は所謂錢屋にして錢の賣買に過ぎざるも金銀兩替屋は本兩替屋と稱し爲替預り貸シ請拂等をも營み御用金融の樞軸を爲し一世に信望あり三井家の三代目通稱越後屋八郎兵衛三井高利は慶安萬治の間伊勢松阪にて家業たる質屋に從事し又鄉貸（村方貸金）及米貸（米穀引當貸金）等の經驗もあり夙に三都の地に金銀兩替店創立の意あり蓋江戸には幕府あり京都には朝廷あり而して大阪には金藏（オカネグラ）ありしを以てなり延寶の初高利江戸

本町一丁目に越後屋呉服店を開始するや之に伴ひ兩替店を創立せんとし畫策努めたりと雖も當時金銀兩替屋は兩町兩替屋と稱して金座附近なる駿河町及兩替町に集中し自然地域上の制限ありたるのみならず新規仲間入には種々困難なる事情もありて延寶天和の間凡十年の苦心を積みたる形迹あり（當時駿河町兩替屋海保道圓方の店の一部にて兩替を營みしとの說あり）偶、越後屋の移轉に會し天和三年五月遂に駿河町南側越後屋の西寄にて表間口三間一尺六寸奥行八間の家屋に開店せり（元祿八年同町北側に移轉す現在銀行敷地の一部なり）即三井兩替店にして當行の搖籃なり今を距る二百四十三年前（西暦千六百八十三年）にして英國にては英蘭銀行未だ設立せられず鍛冶屋手形（ゴールドスミス・ノート）尙全盛の時代なりとす。

江戸兩替店成るや貞享三年には京兩替店を新町通六角下ル

に元祿四年には大阪兩替店を高麗橋一丁目に逐次開店し三都兩替店玆に完成せり然るに享保年間京都にて御用銀下貸（シタガシ）御用銀貸付の家質流込物あり整理上京兩替店の枝店と爲し室町通竹屋町上ル所在のものを絲店と唱へ間之町通二條下ル所在のものを日野屋改め間之町店と稱し共に和絲及絹物の問屋を營み本來別種營業なるも爾後一括して兩替店一（イチ）卷（マキ）又は五ケ所兩替店と呼べり而して店の順序は京店を第一位とし江戸店大阪店之に次ぐ。

上記兩替店には各店（タナ）名前（ナマヘ）なるものあり卽代表名義にして江戸兩替店は三井次郎右衞門京兩替店は三井三郎助大阪兩替店は三井元之助絲店は越後屋喜右衞門間之町店は日野屋治兵衞と唱へ當局者襲名するものとす而して京・江戸・大阪三都

兩替店は其地兩替仲間中の最高位たる本兩替仲間の資格を保有し取扱金銀は其店名前を以て或は三井三郎助包或は三井次郎右衞門包或は三井元之助包と稱し後には又三井組包とも唱へ封金の儘通用せしむることを得たり。

元祿四年二月幕府は「道中御救殊に町人共商賣勝手宜世上之重寶に可相成」との趣旨を以て從來行はれし大阪金藏より江戸金藏への金銀爲登下（ノボセクダサセ）即現金輸送を改め江戸に於て三井の越後屋八郎兵衞（高平）三井次郎右衞門（高伴）兩人及上方と取引ある江戸の富商坂倉屋三郎左衞門・大坂屋六右衞門・海保屋半兵衞中川屋清三郎・島屋善兵衞・海保屋傳左衞門・海保屋六兵衞・和泉屋三右衞門・朝田屋與兵衞・中川屋三郎兵衞の十名に金銀御爲替用達を申付け同四月より開始したり御用達は大阪金藏に

て金銀を請取り之を六十日後改め九十日切（定式爲替）又は百五十日切（臨時爲替）の下爲替（シタカワセ）（下爲替なる名目にて御用銀貸付）として江戸に取引ある商人に割當て其日切江戸にて取立上納する仕組なり大阪は天下の御臺所貸方なり江戸は天下の捌け口借方なり貸借決濟せられて而も現送の危險煩累なし實に道中御救商賣勝手宜しきと云ふべきなり是即御爲替組なるものにして坂倉屋外九名は其人數に因み御爲替十人組と稱し三井は當初二人組三人組等と唱へしが享保五六年頃より御爲替三井組と呼ぶに至れり之を三井組なる名稱の濫觴とす。

三井組は十人組と共に勘定奉行勝手方の配下に屬し年頭八朔歳暮の三大節には將軍家に御目見及獻上の格式を有し且年々刊行の武鑑にも金銀御爲替用達の連名中に其名を錄せ

ら元祿十五年版にするが町組頭三井次郎右衛門するが町越後屋八郎兵衛するが町三井元之助又は寬政九年版にスルガ町三人扶持三井次郎右衛門・同三井三郎助・同三井元之助とあるは其一例にして階級的儀禮の盛んなりし當時にては商人の光榮之に過ぐるものなかりしや必せり店名前と同じく當局者の襲名すべき御用名前あり當初は越後屋八郎兵衛三井次郎右衛門の二人又は之に三井元之助を加へ三人名義のこともありしが正德三年より三井次郎右衛門・三井三郎助・三井元之助三人名義に一定す而して三井組は別に店舗を設けず三都兩替店內に併置し仕事を分掌せり。

天和元祿の間專ら三井兩替店經營の衝に當りたるものには江戶兩替店に三井高富・同高伴・同高好あり京兩替店に三井高

平・同高治あり而して大阪兩替店に三井高古あり共に創業の主高利の意を體し相倚り相輔けて拮据經營したり元祿七年高利歿するや一矢折るべく三矢折るべからざるの理に則り寶永七年京都油小路の三井宗家内に統轄機關を設け之を大元方と名づく享保年間又各種の式目を頒布して店員率由の準則とす式目の重なるものには所作と誠愼の二篇より成れる大式目を始めとして其附則たる小式目あり又家業式・守業式及修身式の三篇より成れる准大式目あり更に店の會議法を定めたる內寄會式（ナイヨリアヒシキ）あり特に店員の衞生に注意したる養生式等あり共に修身保命を根本とする家法の大本に基けるものにして一方三井家子弟の爲には三ケ所兩替店同苗出勤式同苗店々勤方條目等の內規もあり江戶時代の模範制度と稱

せらる尙今日現存せる兩替店勘定目錄に徵すれば當時勘定は半季勘定及三年勘定にして三年勘定は一名大勘定と稱し此際所謂十分一（賞與）を給したり當時既に今日と類似せる賞與制度の行はれたるを知るべし其他店元建（タナモトダテ）（營業資本）穴倉銀（準備金）忠（チユウ）印除銀（シルシノケギン）要印除銀（第一積立 第二積立）商德功納銀（大元方借入兩替店元建に對する半季利息）等の制定まれり而して叙上諸制度は時勢の推移に伴ひ屢〻補正せられたること勿論なるが其眞髓に至ては終始渝ることなく脈々相傳へて後年三井銀行諸制度の淵源を爲すに至れり。

三井兩替店は御用金融に重きを置きたること他の本兩替屋と異ることなきも只大名貸は家法の禁ずる所なりしを以て特別關係ある二三大名の外は之を取扱はず專ら朝廷及幕府御用に力を注ぎたり御用中其主要なるものは禁裏御兩替・御

造營入用銀請拂・御即位御讓位入用銀請拂・上野宮御貸附・幕府勘定所御貸附・新古通用金銀引替・大阪の金藏定式（ヂヤウシキ）（毎月一定の日に取組む爲替なり）及臨時御爲替・京都の二條及大津米藏拂米代銀御爲替等にして就中大阪御爲替及二條大津御爲替は三井兩替店の御用中最も重要なるものなり特に二條大津御爲替は享保六七年頃江戸兩替店勤番三井三郎助（高方）の案出に係り三井組の獨專する所なりしと云ふ其他素貸（スガシ）（無擔保貸）質物貸（商品擔保貸）家質貸・家方（ヤカタ）賃貸（地所家屋賃貸）等をも取扱ひ又絲店及間之町店にては和絲及絹物の荷主に對して前貸を爲したり預りは内輪預りの外得意先中特別先柄の當座預りに限り一般預りは之を取扱はず而して内輪預りには相當利息を付したるも其他は無利息なるを常とす（京都方面にては往々利息預金ありしが如し）尙新田事業（河内國菱屋新田）をも營み又三井組早

飛脚なるものありて公用書狀の特別遞送に從事したり。兩替店創業當時には三都各大兩替屋あり例へば大阪には天王寺屋五兵衞あり京都には兩替善五郎あり而して江戸には慶德善左衞門其他海保屋中川屋等あり之と拮抗するは容易の業にあらず唯、之に隨伴するの外なかりしが元祿四年御爲替開始以來三井組の商勢頓に伸張し既に元祿十五年には三井組名代三井次郎右衞門(高伴)は御爲替組頭となり後寶永六年一時御爲替金銀返上仰付けらるるや十人組は大に狼狽せしが三井組は直に皆納したり其餘力ありしを知るべし其後三都本兩替仲間の興廢常無かりしも獨三井組は或は式目・條目の制定を遂げ或は財產を整理する等努めて內部の充實を圖りたれば元祿・寶永・正德以降文化・文政に至る百二十餘年間は

貨幣の改鑄屢ゝ行はれ世態亦幾たびか變じたるも御爲替の外御用貸附及家方賃貸等の如き有利なる仕事をも取扱ひて逐年隆昌に赴き三都三井兩替店の內特に江戶店は江戶本兩替仲間の首班たるに至れり。

されど天保十二年の問屋仲間禁止令（水野越前の天保改革にして問屋仲間等の特權的組合を廢止し自由競爭に付せしものなり）は二百年來の經濟組織を破壞するものにして商人の倒產相次ぎ以後又連年儉約令の發布せらるゝあり加之嘉永六年には米艦來航して開港を迫り越えて二年安政の大地震あり爲めに人心恟々物情騷然延いて一般兩替屋の打擊尠少ならず三井兩替店も亦不振日を逐ふて甚しく「異國船渡來の前後より諸向陰氣に陷入迚も商德を得不申且去冬來地震火事等にて入費多端」とは蓋三井兩替店當時の實狀なり。

幕府傳來の財政彌縫策は一方に於て貨幣改鑄益金あり他方に於て御用金政策あり其窮狀の加はるに從ひ御用金の命令頻々たるものあり三井組に對しては享保・寶曆・文政・天保・安政の各年度に亙り巨萬の御用金令あり大に困憊せし折柄嘉永七年に至りて復二十餘萬兩の御用金申渡あり慶應二年更に五十萬兩の御用金を命ぜらる當時非常の苦痛なりしや必せりと雖も「御目鏡を以て被仰付身分に取冥加至極」として之に應じたり。

斯の如く幕府財政の窮迫は日を逐ふて深甚なりしが濟民の事は一日も緩ふすべからずとして慶應二年十月江戸市中の金融を緩和するが爲め荷物引當の貸附を爲すことに定め其取扱を三井八郎右衛門（高福）に申付けたり八郎右衛門乃ち三野

村利左衛門をして其衝に當らしむ江戸勘定所貸附金御用なるものにして當初駿河町三井本店（ホンダナ）（呉服店）内にて執務し後住吉町に獨立の營業所を設け三井御用所と稱す海運橋三井組御用所並爲換座三井組の前身なり當初の融通元高は十萬兩内外に過ぎざりしが如きも困憊せる江戸町人には一大福音なりしと云ふべし當時御用所の方針の進歩的なる往々兩替店傳來の主義と扞格する所なきにあらざりしが時勢の推移に伴ひ巧に之に處し後年三井銀行の創立を促進するに與つて力ありたることは後章述ぶる所の如し而して御爲替十人組は當時概ね凋落し小野島田兩家に依りて僅に其名を維持せらるるのみなり

慶應三年八月幕府は所謂江戸銀座金札（江戸横濱限通用及關八州國内限通用の二種）を發

行し三井御用所をして其引替所たらしめたり窮餘の一策にして今や傳來の硬貨主義を放棄し常に反古視したる藩札發行の例に倣ふ幕府の命脈亦知るべき而已慶應三年十月將軍德川慶喜遂に其政權を奉還す復古の大義固より分明なりと雖も三百年來の積威尙存す國內鼎沸して萬民其去就に迷ひ世態混沌たり三井組は豫め期する所ありたるを以て直に其去就を決し王事に盡瘁するに至れり。



私立三井銀行總長　故三井八郎右衛門(高福)



私立三井銀行總長　故 三井八郎右衛門(高朗)



私立三井銀行副長　故　三野村利左衛門



合名會社三井銀行營業成績表 （單位圓）

年次	資産：拂込未済資本金	諸貸出	外國手形	仕拂承諾見返	有價證券	動産不動産	他店へ貸	現在金	其他	合計	負債：資本金	諸積立金	諸預金	賣渡外國爲替	仕拂承諾	未拂利息其他	他店ヨリ借	其他	前期繰越金	當期純益金	利益金	利益金處分：諸積立金	賞與金	配當金	後期繰越金	年次
明治廿六年下半季		10,938,993			10,730,547	287,156	152,657	1,984,910		24,034,265	2,000,000	698,211	16,775,547				104,046	4,126,323	20,055	370,080	390,135	250,000	48,000	80,000	12,135	26. 12.
同 廿七年上半季		9,957,644			10,467,817	465,796	164,599	2,178,224		23,234,083	2,000,000	934,670	15,377,249				81,228	4,545,088	12,136	283,709	295,845	208,036		80,000	7,809	27. 6.
同 下半季		11,381,811			9,673,798	388,661	298,532	2,032,631		23,775,434	2,000,000	1,120,992	15,326,483				118,688	4,812,111	7,809	389,349	397,158	280,000		80,000	37,158	12.
同 廿八年上半季		12,224,620			11,363,956	399,304	326,298	2,047,549		26,361,730	2,000,000	1,213,627	18,074,411				164,937	4,546,256	37,158	325,338	362,496	250,000		80,000	32,496	28 6.
同 下半季		16,444,699			11,512,334	347,698	427,578	1,388,174		30,120,485	2,000,000	1,437,111	19,731,187				278,485	6,305,315	32,496	335,888	368,384	250,000		80,000	38,385	12.
同 廿九年上半季		18,555,680			13,093,824	487,607	471,933	1,648,193		34,257,239	2,000,000	1,808,276	24,164,899				309,536	5,571,449	38,385	364,693	403,078	300,000		80,000	23,078	29 6.
同 下半季		18,072,234			14,072,527	220,772	575,302	1,656,702		34,597,539	2,000,000	1,846,628	24,140,572				238,289	5,927,247	23,078	421,722	444,800	360,000		80,000	4,800	12
同 三十年上半季		19,449,033			14,202,441	247,380	588,569	1,332,289		35,819,715	2,000,000	2,228,945	25,481,120				341,651	5,333,995	4,800	429,201	434,001	350,000		80,000	4,002	30 6.
同 下半季		20,406,943			14,179,017	1,576,039	525,100	1,565,908		38,253,009	2,000,000	2,581,616	25,064,693				342,421	7,820,334	4,002	440,030	444,032	360,000		80,000	4,032	12.
同 卅一年上半季		18,973,514			14,629,130	1,572,391	531,209	1,430,990		37,137,235	2,000,000	2,944,234	27,699,161				302,067	3,749,583	4,032	438,156	442,188	360,000		80,000	2,189	31 6
同 下半季		25,000,032			11,803,910	1,769,052	351,852	1,867,791	185,473	40,978,113	5,000,000	3,230,000	28,853,469				485,527	2,852,499	2,189	554,427	556,616	420,000		130,000	6,616	12.
同 卅二年上半季		24,672,245			11,214,811	4,257,260	335,953	1,583,612	9,523	42,073,406	5,000,000	3,650,000	31,365,961				364,697	1,362,717	6,616	323,383	330,000	200,000		130,000	0	32 6.
同 下半季		28,149,630			13,933,251	4,260,126	432,046	1,593,504	23,478	48,392,038	5,000,000	3,807,574	27,501,493				539,038	11,059,710	0	484,220	484,220	350,000		130,000	4,220	12.
同 卅三年上半季		27,354,632			13,694,606	5,496,926	432,825	1,906,029	8,884	48,893,905	5,000,000	4,157,574	24,925,138				331,659	13,948,272	4,220	527,037	531,257	380,000		150,000	1,258	33 6.
同 下半季		23,239,582			14,091,382	5,579,076	505,329	1,546,249	8,098	44,969,717	5,000,000	4,510,000	26,695,496				341,241	7,789,462	1,258	632,259	633,517	300,000		150,000	183,517	12
同 卅四年上半季		18,030,079			14,437,945	5,619,302	165,174	1,762,490	2,035	40,077,027	5,000,000	4,810,000	29,295,982				129,953	475,839	86,049	279,201	365,250	100,000		150,000	115,251	34 6
同 下半季		18,469,225			14,961,570	5,648,933	59,071	2,414,503	32,181	41,585,486	5,000,000	4,910,000	29,048,490				61,938	2,098,696	115,251	351,108	466,359	180,000		150,000	136,360	12.
同 卅五年上半季		20,586,600			15,445,628	5,609,408	68,431	3,147,070	17,593	44,874,733	5,000,000	5,090,000	32,366,090				85,229	1,885,794	136,360	311,258	447,618	160,000		150,000	137,618	35 6.
同 下半季		23,085,732			14,290,287	5,174,577	91,404	3,156,380	5,683	45,804,066	5,000,000	5,250,000	34,726,937				202,359	124,127	137,618	363,014	500,632	250,000		150,000	100,633	12.
同 卅六年上半季		25,685,100			13,296,917	5,112,573	149,100	4,018,877	15,450	48,278,020	5,000,000	5,500,000	37,233,553				107,190	100,145	100,633	236,496	337,129	150,000		100,000	87,130	36 6.
同 下半季		26,663,648			13,423,361	5,060,217	161,773	3,787,393	11,169	49,107,564	5,000,000	5,650,000	37,729,086				116,720	131,760	87,130	392,866	479,996	200,000		100,000	179,996	12.
同 卅七年上半季		30,227,667			13,565,229	5,091,233	97,413	4,121,129	17,633	53,120,307	5,000,000	5,600,000	41,710,308				130,077	104,542	179,996	395,383	575,379	250,000		100,000	225,379	37 6.
同 下半季		32,932,409			15,515,475	5,034,373	100,875	4,878,202	4,751	58,466,086	5,000,000	5,800,000	46,614,864				149,272	214,039	225,379	432,530	657,909	300,000		100,000	257,910	12.
同 卅八年上半季		34,885,472			16,617,142	4,959,145	96,230	4,552,509	2,400	61,112,901	5,000,000	6,000,000	48,777,091				178,166	346,634	257,910	553,099	811,009	400,000		150,000	261,009	38 6.
同 下半季		35,232,812			16,474,479	4,657,244	99,989	5,850,411	7,310	62,322,248	5,000,000	6,400,000	49,388,464				159,478	349,418	261,009	763,877	○100,000 1,124,886	700,000		150,000	274,886	12.
同 卅九年上半季		44,647,614			17,760,557	4,693,546	69,987	7,130,147	6,199	74,308,054	5,000,000	7,000,000	60,620,393				142,017	235,304	274,886	1,035,452	1,310,338	700,000		200,000	410,338	39 6
同 下半季		58,574,560			16,829,466	4,847,974	87,766	3,669,582	9,938	84,019,288	5,000,000	7,700,000	68,337,431				254,357	726,517	410,338	1,590,643	2,000,981	1,300,000		200,000	500,982	12.
同 四十年上半季		55,070,179			17,096,625	4,850,435	101,242	10,158,648	16,799	87,293,931	5,000,000	9,000,000	70,338,956				116,931	329,555	500,982	2,007,505	2,508,487	1,300,000		570,000	638,488	40 6
同 下半季		57,980,397			16,189,378	5,041,118	118,003	9,151,258	33,745	88,513,901	5,000,000	10,300,000	70,833,249				212,480	224,248	638,488	1,305,435	1,943,923	700,000		390,000	853,923	12
同 四十一年上半季		64,838,415			16,903,823	5,124,013	99,211	6,529,982	11,106	93,506,552	5,000,000	11,000,000	69,806,796				240,080	5,169,933	853,923	1,435,818	2,289,741	1,000,000		420,000	869,742	41 6
同 下半季		56,133,510			16,911,725	5,336,039	90,228	10,269,737	55,266	88,796,507	5,000,000	12,000,000	69,090,361				239,422	244,392	869,742	1,352,589	○500,000 2,722,331	1,250,000		420,000	1,052,331	12.
同 四十二年上半季		64,872,992			19,538,768	5,661,218	60,571	8,847,620	67,413	99,049,584	5,000,000	12,750,000	78,319,898				249,964	456,199	1,052,331	1,220,190	○500,000 2,772,521	1,250,000		420,000	1,102,521	42. 6.

〔備考〕 利益金ノ内○印ハ別段積立金繰入ヲ含ム

表



裏



三井組發行　大藏省正金兌換證券　(本文一二頁参照)

第二章　御爲替方及銀行創立準備時代　自慶應三年至明治九年

慶應三年十二月二十六日亥の下刻京都御所內の金穀出納所より急使ありて三井組名代三井三郎助（高喜）に出納所御用仰付けらる之を維新後に於ける御爲替方三井組の發端とす當時國庫空乏一金の貯なく夜半の急使は朝廷轍鮒の急ありたるが爲めなり三郎助金千兩を獻納す當時に於ける臣民獻金の嚆矢なりと云ふ明治元年撫民出師の議決するや國用益多端涓滴の資の能く償ふ所にあらず乃ち三井組及京阪富豪に對して會計御基立金（モトテキン）三百萬兩（元年正月）御親征大阪行啓費五萬兩（二月）關東鎭撫費十五萬兩（四月）其他大小の御用金令頻發せられ其都度三井組は調達に盡瘁したり就中我國最初の內國債とも稱

すべき會計御基金三百萬兩の募集は騷擾亂離の折柄殆んど覺束なきの狀勢なりしが三井組專ら其衝に當り京都方面は三井三郎助大阪方面は三井元之助（高生）各指揮の下に三井組大阪店重役吹田四郎兵衛專ら斡旋勸說し其成立に寄與する所尠からず維新財政上の一偉績と稱せらる更に三井組及東京の富豪に對して御東幸及奧羽征討費正金八十六萬兩の調達令あり（元年八月）蓋太政官札（元年五月發行）の流通圓滑ならず諸拂に尙正金を要せしを以てなり三井組への割當額は三十萬兩にして五萬兩は焦眉の急に應ぜんが爲め庫中の古金銀をも賣拂ひて卽納したりと云ふ當時三井組が其資產を擧げて國事に盡瘁したるを知るべし若夫れ三井組が鎭撫使金穀方仰付けられ「此人命實に金穀の力に有之候」との覺悟を以て死生の間に出

入し其任務を全ふしたる事蹟に至ては當時の史乘に詳なり敢て贅せず。

是より先き元年二月三井組は小野・島田兩組と共に當時の財政機關たる會計事務局の出納事務に當らんことを建議し卽日允許せられたり會計局御爲替方と唱へ公金取扱の端緒なり斯の如く容易に出納事務を委託せられたるは幕府の慣例を踏襲したるに依ると雖も亦當時通用の貨幣は方圓大小其價を異にし混合雜駁其質を同ふせず加ふるに贋僞尠からずして其評價鑑別に辟易したることも亦其一因なりしが如し於是乎政府は大阪川崎村に造幣場を新設し畫一純正の新貨を鑄造するに至れり造幣寮是れなり（元年八月起工四年二月開業）四年六月政府より三井組名代三井八郎右衛門（高福）同次郎右衛門（高朗）に對し一

手にて造幣寮御用相勤むべき旨の申渡あり新貨幣爲換座御用と稱す御用筋は新貨と地金銀との交換及地金銀の廻送にして御用爲換座三井組と唱へ三都・横濱・神戸・箱館に同座を設置せり最初は大阪其本據なりしが後に至りては東京其主腦と爲り殆んど舊幕時代の金銀座と同視せられ世上の信望を收めたりと云ふ、

爲換座御用に伴ひ更に三井組に對して「總テ貨幣交替流通ノ便ヲ資クル爲メ東京其外之地ニ於テ眞成之銀行成立樣心掛盡力可致候事」との諭達ありたり按ずるに中央金融機關設立の準備なりしが如し當時幕末時代の三井御用所は住吉町より鐵砲洲に移り三井組御用所と改名して三井組の中堅と爲り或は貿易商社（元年創立三井八郎右衛門總頭取となる東京米穀取引所の前々身なり）の開設に盡瘁し或

は爲換會社（二年通商司の下にて三府各開港場に設立せらる半官半民の歐米式金融機關なり）の經營に協力する等明治政府の殖産振興策に寄與する所尠からざりしが今復此論達に接し金融機關創立の急なるを認め茲に發券銀行の創立を計畫するに至れり而して其内容は（一）證券（一圓五圓十圓二十圓）十發行高を百五十萬圓乃至二百萬圓と定め（二）之に對しては七割五分の正貨準備を置き（三）政府紙幣と同じく一般に流通せしむるにあり案成り左記三井組バンク創立願を大藏省に提出す我國最初の銀行創立願なり。

（略）此度同苗中申合東京府下及各開港場ニ於テ銀行開業仕追々歐羅巴及米利堅等成熟之良法ヲ斟酌イタシ眞成確實之營業仕聊流通之便利ヲ資ケ候樣仕度志願ニ御座候就而ハ銀行必要之眞貨兌換之證券ヲ製造イタシ便宜發行候樣

仕度候間何卒御允可被成下度依而證券注文員數並發行手續證券雛形相添奉願上候以上

明治四年辛未七月

御爲換座三井總頭
八郎右衛門名代
三野村利左衛門

大藏省御中

大藏省は直に太政官に稟議し其准許を得たりしを以て同年八月三井組に對し「書面ノ趣聞屆候金券之義者當省ヨリ米國滯留ノ官員へ申達同國ニ於テ製造方爲取計成功到着ノ上相渡可遣候事」と指令したりされば三井組は地を海運橋畔（現在兜町一・二番地）にトし直に銀行建物の新築に着手したり然るに當時廟堂

にては米國國立銀行制度（ナシヨナル・バンク・システム）の採用を主張するものありて漸次有力となりしかば政府の議亦變じ以上の指令を取消し改めて三井組に對し四年十月大藏省正金兌換證券六百八十萬圓（十圓、五圓、一圓、五十）（十圓、五圓、一圓の三種）五年一月開拓使正金兌換證券二百五十萬圓（錢、二十錢、十錢の六種）の發行を各委託したり所謂三井札是れなり朝令暮改は當時政府の常套事なりしを以て三井組亦將來に期待する所あり其工事を續行し四年十一月上棟式擧行五年六月竣工す五階建西洋館にして清水喜助の建築に係り規模宏壯當時駭目の大建築なり世上にては之を三井組ハウスと稱し東京名所の一に數へたりと云ふ本來銀行として建築せしものなるが敍上の如き事情ありしを以て先づ三井組御用所及御用爲換座の用に供し爾後三井組ハウスは爲換座及御爲替方

の本據と爲り同時に又私立銀行創立の準備事務所となるに至れり。

三井組は一たび銀行の創立に頓挫せしと雖も爾來其方針を固執し之が準備として先づ内部の整理に努むると共に五年二月三井辨藏（當時二十二歳前三井鑛山株式會社々長）同貞次郎（當時二十一歳米國にて客死）同武之助（當時十八歳前東神倉庫株式會社々長）同長四郎（當時十六歳現三井合名會社々長三井八郎右衛門）同養之助（當時十七歳前三井物產株式會社々長）の五名を拔擢して手代野依周吉郎（當時二十八歳）吉岡常太郎（當時二十歳）同件銀行業見學の爲め米國に派遣したり今日より見れば日常茶飯事に過ぎざるも當時にては誠に一大英斷なりしと云ふべし然るに政府にては既に國立銀行案成り頒布の上は第一國立銀行を東京に創立し三井・小野兩組をして其經營に當らしめんとするの意ありしものの如く先づ兩組に對し兩組共同

銀行の創立を慫慂せりされど三井組の方針は本來一手創立に在りたるを以て最初固辭せしが再三の勸說に接し遂に五年六月三井八郞右衞門・同次郞右衞門・同元之助・小野善助・同善太郞・同善右衞門の六名連名にて紙幣寮に左記創立願を提出したり。

(略)此度兩組共全ク協力仕差向金二百萬圓ヲ目的ニ致確實ノ銀行共立仕度奉存候尤モ右創立ニ付テハ追々組合相望ミ候モノモ可有之ニ付尙順序ヲ以テ株主相募リ且向後增高等ノ見込モ有之候旁往々金五百萬圓之合集高ニ相滿候樣仕度奉存候右銀行御規則等ニ於テハ御取調モ被爲在候趣爪奉聞候ニ付每事成規ニ照準仕敢テ悖戾之所爲仕間敷候間何卒右願之通御許可被成下置候樣奉願候云々

壬申六月

政府は該願書に對し同八月十五日「書面銀行設立之儀聞届候條名稱第一國立銀行ト相唱可申且開肆之儀者追而可及差圖事」と指令し三井小野兩組の爲替方御用を解き更に三井小野組合銀行なる名稱にて大藏省爲替御用達を申渡したりされど指令面より見れば三井小野組合銀行なるもの存在すべき理由なく按ずるに一時の權宜上政府の命名に係りたるものの如く其實第一國立銀行の創立準備機關にして本兩替町舊爲替方會所に其店舖を設けたりされば國立銀行條例の頒布せられ（五年十一月）同條例に則り三井八郎右衛門、小野善助、三井三郎助、小野善右衛門、三野村利左衛門の五名發起の下に六年六月十一日第一國立銀行を東京に創立するや三井小野組合銀行

は其名を撤し第一國立銀行之に代れり同行當時の資本金は二百四十四萬八百圓にして內百萬圓宛は三井・小野兩家の引受に係り頭取外八名の役員中三井側よりは頭取三井八郎右衛門・副頭取三野村利左衛門・取締役三井三郎助・同永田甚七・同齋藤純造各就任し同七月二十日より開業したり。當時既に三井組は三井組**ハウス**を第一國立銀行に讓渡し爾後爲換座名義を廢して單に三井組と唱へ第一國立銀行の經營に與ると雖も其素志に基き銀行一手創立の念愈〻切なるものありされど三井組は二百年來の傳統を有す積弊なきにあらず三井八郎右衛門大に之を憂ひ同族と謀る所あり遂に三野村利左衛門をして改革の任に當らしむ所謂明治六年五月の大改革是れなり當時三井組御用所は既に海運橋より駿河

町兩替店内に移り隣接地を併せて新築に着手し七年二月十一日其落成式を擧ぐ當行現在敷地の一部なり三階建西洋館にして復清水喜助の建築に係り屋上に逆立の鯱あるを以て名あり爲換バンク三井組と改稱し同五月六日開業す私盟會社三井銀行の前身なり、

從來公金の取扱は會計局御爲替方以來三井。小野。島田三組專ら之に當り廢藩置縣四年七月以後は更に府縣方と稱し三府七十二縣に亙り各支店出張所を設け公金の收支に從事したり當時三井組の出店所在地は三府を初め横濱。新潟。靜岡。名古屋。松阪。木更津。島根。土浦。敦賀。和歌山。赤間關。流山等にして各地には又數箇所の出張所及派出所ありたりと云ふ而して公金取扱に對しては最初無擔保なりしが取扱高の增加に伴ひ質物を

徵求することに定め公債地券其他慥成質物其割合は最初預ケ金高の三分の一又は四分の一なりしも六年七月大藏省第百八號達後三分の一に確定し七年大藏省第十五號達更に預ケ金相當と改訂せられたり七年大藏省乙第十一號十三號達當時三井組の官金預り總額は三百七十九萬七十三圓六十錢餘洋銀四十五萬九千八百七十七弗餘に達したるが命に從ひ增質相當額の公債地券株式等を差入れたり該命令は事唐突に出で且頗る苛酷なるものあり爲めに狼狽せしもの尠からざりしが小野組亦之に累せられて遂に閉店し七年十一月島田組相次で倒産するに至れり八年二月當時財界の一大異變にして都鄙恐慌所在騷然たり三井組亦影響なきにあらざりしも何等基礎に關係なし然るに小野組とは享保以來の御爲替仲間として其窮厄を座視するに忍びず七年十二月三野村利左衞門乃ち三井

組を代表して小野組の爲めに書を大藏卿大隈重信に呈し同組負債整理の方法を縷陳すると共に家名存續の儀を歎願したり其後小野組に對する政府方針の緩和及家名存續の事實より見れば願意概ね容れられたるものの如く當時世上にては三井組の義擧を稱するもの尠からざりしと云ふ。

幾くもなく三井組は六年五月大改革の方針に基き當時未だ成法の據るべきものなかりしを以て佛國無名會社（ソシエテ・アノニーム）（株式會社）の法制を參酌して所謂私盟會社を組織し三井八郎右衛門・同次郎右衛門・同源右衛門・同八郎次郎・同宸之助・同則右衛門及中井三平の七名發起の下に資本金二百萬圓の私立三井銀行を創立せんとし明治八年七月七日東京府に左記創立願を提出したり。

(略)今般私立銀行ノ方法ニ改正致度奉存候處當時一般銀行創立ニ付テハ未ダ憑準トスベキ定則成例等御頒降モ無之折柄ニ付愚蒙ノ輩自己ニ完備ノ規程ヲ設ケ奉請允許候程ノ目的無御座不得已今度右創立ニ於ケル書類一切草稿ノ儘上呈候間御用御繁中重疊奉恐入候へ共特別御仁評ヲ以テ廉々御示敎ノ上官許相蒙候樣仕度伏而奉上願候右之趣宜大藏御省へ御上達被下候樣仕度奉願候以上

明治八年七月七日

三井組總取締

三野村利左衞門

東京府知事　大久保一翁殿

同時に銀行引繼事務改正掛を設け或は資産負債目錄の調製

に從ひ或は諸役員事務扱方心得規則を制定する等諸般の準備全く成り今や認可指令の日を僂指する而已。



私立三井銀行總長　故　三井三郎助（高喜）



私立三井銀行副長　故三野村利助



私立三井銀行副長　故西邑虎四郎



東京駿河町　爲換バンク三井組　後私立三井銀行本店　(本文二六頁参照)

第三章　私盟會社時代　（自明治九年　至同二十六年）

國立銀行條例發布以來所謂銀行名稱私唱禁止令（六年五月大藏省達第八十五號）ありて國立銀行以外は事實銀行業を營むものも銀行類似業と見做され銀行と唱ふることを得ず（九年八月國立銀行條例改正の結果銀行名稱の使用自由となれり）されば三井銀行創立願の大藏省に稟議せらるゝや銀行名稱の許否に關して議論あり容易に決せざりしが遂に明治九年三月三十一日大藏省は東京府知事楠本正隆に對し「伺之趣聞置候尤追而一般ノ條例制定可有之候間目今之處人民相對ヲ以テ營業候儀ト可相心得旨可相達候但創立證書竝ニ申合規則中懸紙之通改正可致候」と指令し三井組は東京府より其旨通達に接したり指令中改正云々とは草案にては株主の責任

は株金以外其十分の一の保證責任に限定せられたるを無限責任に改むべきの意にして三井組は命に從ひ直に無限責任に變更したり本來株式會社（佛國無名會社）の法則に則りたるものなりと雖も株主の責任は無限なり是私盟會社の私盟會社たる所以とす行名を三井銀行と稱し實に我國私立銀行の權輿なり

其創立之大意に曰く

(略)抑舊幕治以降豪富ヲ以テ稱セラルルモノ世ニ乏シカラズト雖モ輓近ニ至テハ或ハ衰頽ヲ極メ或ハ家產ヲ破リ之ヲ見之ヲ聞ク人ヲシテ一ニ酸鼻ナラシム其然ル所以ノ者ハ何ゾヤ總テ是鵠ヲ取ルノ違ヘルト法ヲ設クルノ猥ナルトニ出ザルナキ也殷鑒已ニ此ノ如シ何ゾ夫恬然タルコトヲ得ンヤ然ラバ則此轍ヲ踏マザラント欲セバ如何セバ可

ナラン曰會社法ヲ用ユルニアリ會社ノ體數種アリ就中無名會社ヲ善良トス蓋無名トハ其人名ヲ指サズシテ其事業ヲ以テ社名トスルノ謂ナリ故ニ其事ヲ管理シ其務ヲ負擔スル一ニ公選衆議ニ取ル且其定款成規皆政府ノ承認ヲ經テ之ニ遵從スベクシテ私アルコトヲ准サズ即チ善良トスル所以ナリ而シテ今其善良ナルモノヲ採テ之ヲ用フ又時ニ隨フ所以ナリ故ニ今三井組ノ名ヲ廢シ其業ヲ繼ギ更ニ私立三井銀行ト稱シ家長雇人ノ義ヲ斷チ改メテ共ニ社友トナリ同心戮力シテ以テ各自ニ益利ヲ分チ永ク其悅ヲ共ニセント欲ス是創立ノ大意ナリ。

三井組總轄

三野村利左衞門

新舊思想纏綿し世態尙混沌たるの時率先文明の本義に順應して主從的慣習を改め協同經營の基を立つ明治時代先覺の一快擧なりと云ふべし。

資本金は二百萬圓にして之を二萬株に分ち內一萬株は舊三井組大元方五千株は三井家一同殘餘五千株は舊三井組隷屬一同各之を引受け株主數三百八十三人を算す本店を東京第一大區五小區駿河町五番地舊爲換バンク三井組跡に分店出張店を大阪・西京・横濱・神戸其他の各地に置き營業科目は官金出納・爲替・荷爲替・貸附・預り金・兩替及地金銀賣買にして就中官金出納は諸官省・寮・使・府・縣御用と稱し其主要業務たり。

開店の準備成り明治九年六月三十日舊三井組は三井三郎助之を代表し銀行は今井友五郞之を代表し兩者間に引繼を了

し同七月一日より開業したり內三井組各店預金貸金及現在金の引繼額左の如し。

預金　金九百八萬六千九百三十六圓餘
　　　洋銀二百二十八萬二千百十九弗餘

貸金　金七百七十八萬二千五百五十六圓餘
　　　洋銀二百十二萬八千七百九十一弗餘

現在金　金百四十六萬六千八百二十四圓餘
　　　洋銀十一萬三千七百二十弗餘

參天の喬木も半寸の種苗より成長す三井銀行今日の發展は敍上若干の預金貸金等に胚胎せるものなり五十年の歲月は敢て短しと謂ふべからずと雖も今日營業範圍の擴張諸勘定高の增大より見れば誠に隔世の感なきにあらず。

總長一名副長二名監事三名を置き之を大元締と唱へ營業一切を統轄し監事補及祕史掛之に隷す其他元締・副元締・支配役・取締・副支配役・副取締等あり概ね今日の店長・次長・係長に該當するものの如し副支配役・副取締を除き大元締以下皆株主の選擧に係るものにして後監事以上のみ選擧することに改めたり總長以下店員全部を役員と總稱し之を十五等席に分ち三等席以上を大元締四等席以下九等席以上を名代席十等席以下を一體に平役と稱す而して平役は株主若くは株主以外の舊三井組隷屬中より之を採用したり以上の職制に基き總長三井八郎右衛門總長代理副長三野村利左衛門副長三井三郎助各就任す。

營業店を本店・分店及出張店に分ち之に一等乃至三等の等級を設けたり而して本店には外用課官金掛府縣掛內用課金庫掛備算掛檢案掛爲替掛兩替掛受付掛

貸附課・記録課及用度課（家方 支拂方）を置き分店には理務課（官金掛 金庫掛 檢案掛 爲替掛）記録課・貸附課及用度課を設け出張店に至ては別に分課せず店長一切の事務を調理し其責に任ずるものとせり。

當時營業店の配置は左の如くにして三十一箇所に達したり

東京（本店）　大阪（一等分店）　西京・横濱・神戸（以上二等分店）　愛知・宮城・函館・下關（以上一等出張店）　松阪・千葉・茨城・青森・岐阜・津・大津・敦賀・和歌山・島根・山口（以上二等出張店）　廣島・長崎・札幌・土浦・下妻・小田原・豐橋・山田・横須賀・小倉・園部（以上三等出張店）

其他所謂派出なるものに至ては各地に亙り備に記すべからず以上營業店の配置は概ね皆官金出納の便宜に基き定めたるものなりされば明治三十六年三月三十一日全く官金取扱を廢止するまでは官金取扱箇所の增減に伴ひ營業店就中出

張店の開閉頻繁なりしことは後章說く所の如し。

開業匆々各出張店にては農家の納税資金に對して米穀引當の貸金をなしたり當時納税に關し從來の米納制廢止せられて金納制之に代り（九年大藏省出納條例）農家は其所有米を處分して税金を調達すべきの要あり然るに小野・島田兩組の破綻に基く所謂明治七八年恐慌の地方的創痍尚癒えざるのみならず九年は恰も豐年なりしが爲め米價低落し農家の經濟亦憂ふべきものありて存す此際斯の如き一時的金融の便法なかりせば米穀處分の頻出に伴ふて米價は低落を累ね其影響慘憺たるものありしや必せり貸出割合は時價の七八掛にして米價調節に資すると共に納税を圓滑にし延いて財界の惡化を防遏することを得たり。

明治十年西南の役あり三井銀行は陸軍出納御用を拜命し二十餘名の店員戰地に臨み其任務を全ふせり役後政府は殖産興業に資するがため起業公債千二百五十萬圓を發行す是より以前新舊兩公債及金祿公債發行せられしが前者は藩債の引受償却のため後者は家祿及賞典祿の一時下賜のため各發行せしものにして之を民間に公募したるは當公債を以て其嚆矢とす當時國民未だ公債の應募に慣れず動もすれば從來の御用金引受と同視するものあり爲めに募集上の支障尠からざりしも三井銀行は特に內國債募集事務掛を置き第一國立銀行と協力して其募集に奔走盡力し締切期日には應募額二千四百七十七萬餘圓に達し內兩銀行代理店申込額四百二十一萬餘圓を除き殘額二千五十五萬餘圓の內千二百四十七

萬餘圓は實に三井銀行の取扱に係れり。

爰に十年二月三野村利左衛門歿するや三野村利助之に代り總長代理副長に就任す越えて十二年一月三井八郎右衛門（高則）三井高福に代りて總長に當選せり。

十三年四月左記各店の管轄を定む概ね地理的分布に基き上級店をして下級店を管轄せしむるの制度なり。

東京本店直轄　大阪　横濱　名古屋　函館　仙臺
　　　　　　　水戸　津
大阪一等分店管轄　西京　神戸　赤間關　和歌山　島根
　　　　　　　　　山口　長崎　廣島　伊萬里
西京二等分店管轄　大津　園部　敦賀
横濱二等分店管轄　小田原　横須賀　八王子

名古屋一等出張店管轄　岐阜　高山　半田　大垣
函館　一等出張店管轄　青森　札幌　小樽　弘前
津　二等出張店管轄　松阪　山田　四日市

當時政府は既に納金局を設置して（八年十月設置、後現金納拂局と改む）官金出納を漸次其手に收めたるを以て三井銀行の預金貸金も十四年末を十年末に比すれば預金は七百六十二萬餘圓（十年末）より六百十五萬餘圓（十四年末）に貸金は七百六十餘萬圓（十年末）より五百十二萬餘圓（十四年末）に各減少するに至れり十五年六月日本銀行設立せらるゝや政府は同行に國庫金取扱を命じ各地に其代理店を設置せしめ一方從來の爲替方を廢止したり當時三井銀行にては三野村利助日本銀行理事に就任したるを以て西邑虎四郎之に代り内外の業務を執掌し十六年六月以來日本銀行

代理店として依然國庫金取扱に從事すと雖も今や純然たる取次機關たるに過ぎずして其打擊深甚なるものあるに至れり是實に業務一新の秋なり況んや國會開設の大詔既に煥發せられ（十四年十月）新日本興隆の機運鬱勃たるものあるに於てをや恰も十八年一月三井三郎助（高喜）三井八郎右衛門に代り總長に當選す乃ち十九年二月社會の便益を謀り公衆に利用を與ふるの趣旨を以て改革諮言を各店に頒ち十三等席以上の者より封事を徵す其大要に曰く

〔略〕各員ニ諮フニ改良ノ目途ヲ以テス各其負擔ノ事務ニ就キ是非得失ヲ思慮細別シ舊弊ヲ棄テ實用簡便ノ見込ヲ立毫モ忌憚ナク各人別封書ヲ以申出サルベシ事ノ豫想ニ出或ハ文飾論議等ハ實際ニ徵シテ效用ナキヤ必セリ云々

封事集り之を採擇するに當り更に其實行方案を各店に諮問し同四月遂に改革條目十箇條を發表す時勢の推移業務の變遷を知るべし爾來官金預金は遞減せしも民衆預金漸增し割引貸越等亦頻繁となりしが爲めに逐年預金貸金共に增加し遂に合名會社時代の直前なる明治二十六年上季末には預金千五百五十二萬餘圓貸金千百三十五萬餘圓に達し之を明治十年末と對比すれば預金に七百九十萬餘圓貸金に三百七十四萬餘圓を增加するに至れり。

十九年三月各店の管轄を改む前管轄制以來各店の改廢を按配せしものにして前管轄と大差なし同四月本店に債務課を置き三十三年十二月債理課と改稱之を貸附・割引・荷爲替・公債・取立の五係に分ち又金庫課を設けて之を本庫・收入・仕拂・印紙の四係とせり。

二十三年八月銀行條例及貯蓄銀行條例發布せられ一口五圓未滿の預り金は貯蓄銀行條例に依るべきものとし其實施期を二十六年七月一日以降と定めたり當時三井銀行の一般預金は貯蓄預金と稱し一口一圓以上とせり三井銀行が將來普通銀行として存續すべきことは勿論なりと雖も所謂貯蓄預金の始末につき種々の意見ありて一時は三井八郎右衛門其他三井銀行關係者に依り駿河町貯蓄銀行と唱へ資本金三十萬圓を以て株式會社組織の貯蓄銀行設立の議ありたれども實行を見ずして止みたり同時に從來の各店貯蓄預金を整理し二十六年一月四日以降同預金の取扱を廢し新に小口當座預金と稱し五圓以上の預金取扱を開始するに至れり。二十四年八月三井高保三井三郎助に代り總長に當選し同月

中上川彦次郎入行す新に理事の職を置き彦次郎其任に就く

同十二月本店職務章程を改定す其組織の大要左の如し。

大元締　總長・副長・理事及監事を以て組織し之を重役と稱す祕史係を屬置し大元締一切の文書を取扱ひ兼て重役會議の書記に任ず

元締役　本店元締及副元締を以て組織す行務を總轄し且各分店・出張店の事務狀況を知察し本店・各店間互に命令事實の速に明徹することを務む

其他營業課（貸附係　預金係　爲替係　抵當係）　官金課　金庫課　計算課　庶務課を置く

玆に改革諸言あり業務の一新既に其緒に就きたりと雖も二十二年二月帝國憲法の發布は新日本興隆の端を啓きて國利

民福の論所在に喧傳し我國財界の面目亦一新す時恰も二十六年七月一日より會社法實施の旨公布せられ（二十六年三月法律第九號）延いて三井銀行組織變更の要あるに至れり當に制度を革新して更に業務を一新すべきの機熟せり二十六年三月乃ち各店に對し向後人民預金・民金・官金等と稱し特に官民を區別すべからざる旨を嚴達す事小なりと雖も更始一新の端茲に啓くと云ふべし。

私盟會社時代重役氏名及任期

總長

三井八郎右衛門（高福）自明治九、七 至同一二、一

三井八郎右衛門（高朗）自明治一二、一 至同一八、一

三井三郎助（高喜）自明治一八、一 至同二四、八

三井高保 自明治二四、八 至同二六、六

副長

三野村利左衛門　自明治九、七　至同一〇、二

西邑虎四郎　自明治一一、一　至同二五、二

中井三平　自明治一八、一　至同二五、二

理事

中上川彦次郎　自明治二四、八　至同二五、二

監事

三野村利助　自明治九、七　至同一〇、二

今井友五郎　自明治九、七　至同二五、二

森藤五郎　自明治一一、一　至同一二、一

石川良平　自明治一八、一　至同二四、八

益田孝　自明治二五、二　至同二六、七

三野村利助　自明治一〇、一二　至同一五、一〇

三井三郎助　自明治九、七　至同一四、一　自明治一六、一　至同一八、一

中上川彦次郎　自明治二五、二　至同二六、七

西邑虎四郎　自明治九、七　至同一二、一　自明治二五、三　至同二六、七

中井三平　自明治一一、一　至同一八、一

三井三郎助　自明治一四、一　至同一六、一

齋藤專藏　自明治二四、八　至同二五、二

第四章　合名會社時代

自明治二十六年
至同　四十二年

會社法實施に伴ひ組織の變更は當然の歸趨なりされど同法所定の合名・合資・株式諸會社組織中其孰れに從ふべきやに關し種々の意見ありて一時は合資會社説に傾きたるが如きも私盟會社の無限責任なりしに鑑み之を合名會社に變更することに定め三井家所有以外の持株を買上げ二十六年六月新に社員契約を締結す即合名會社三井銀行契約にして三井八郎右衛門・同元之助・同高保・同八郎次郎・同守之助の五名其社員たり而して資本金は二百萬圓に据置き行名を合名會社三井銀行と唱へ同七月一日以來一般銀行業務に從事するに至れり私盟會社時代には官金出納を其本務と爲せしに反し今や



合名會社三井銀行總長
株式會社三井銀行社長
故男爵　三井高保



合名會社三井銀行專務理事　故 中上川彦次郎



合名會社三井銀行專務理事
株式會社三井銀行常務取締役
故早川千吉郎



東京 駿河町　合名會社／株式會社 三井銀行本店　(本文五九頁參照)

銀行一般の經營を全ふせんとす更始一新の第一歩にして自立自營の基礎始めて確立す。業務擔當者は一名と定め社員中より選任し之を總長と名づけ一切の業務を執行せしむ尚總長の下に常務理事（後事務理事と改稱す）一名理事若干名あり總長を輔佐して業務を掌理す三井高保總長に中上川彦次郎常務理事に各就任せり。

當時營業所は三十二箇店にして左の如し。

東京 大阪 京都 横濱 神戸 名古屋 函館 赤間關

千葉 青森 岐阜 津 大津 敦賀 和歌山 廣島 長崎 札幌 四日市 八王子 半田 小樽 弘前 根室

以上支店。

松阪 横須賀 小田原 桑名 津島 三池 八戸 吳

以上出張所。

右營業所中札幌・弘前・八王子・敦賀・青森・岐阜・千葉・八戸・津島・呉・桑名等は三十年頃までに逐次之を閉鎖し新に深川及足利に支店を開設せり閉鎖店は概ね官金取扱店なりしに徴し以上の開閉は行務方針及營業狀態の變遷進歩を示すものにして以下叙述する所と相待ち其主要業務が官金取扱より漸次銀行一般の經營に推移せし狀況歴々指掌すべし。

私盟會社時代の末葉既に(イ)分店・出張店管轄の制を改めて全部本店直轄と定め（二十五年二月）尋で(ロ)各店の等級を撤し（同三月）又(ハ)分店・出張店の名稱及元締・取締等の役名を廢して一般に支店と稱し各支店に支配人及副支配人を置き（同八月）尚(ニ)本支店職務章程を設くる（二十五年八月）（二十六年四月）等諸般の改廢相次ぐに至りたるが二

十七年十月更に合名會社三井銀行本支店職務章程を發表し左記組織に改定せり。

本店　支配人　祕書記　調査係　貸附係　預金係
　　公金係　金庫係　計算係　庶務係

支店　支配人　計算係　貸附係　預金係　公金係
　　庶務係

爾來三十三四年頃に至る凡四五年間は制度の改廢頻繁多岐にして備に記すべからずと雖も今其概要を示せば左の如し

三十一年八月本支店職務章程を改正し(イ)本店を本部及營業部に分ち(ロ)本部に總長一名理事若干名（一人を專務理事と稱す）を置き(ハ)祕書調査の二係を之に隸屬せしめ又(ニ)本店營業部及支店に支配人一名副支配人一名及取引・小口當座預金・出納・計算

庶務の五係を設け各係に係長を置く

同十一月本支店職務章程を廢し更に三井銀行營業規則を制定すされど其内容は地所係新設の外舊章程と大差なし

三十二年八月支配人・副支配人の名稱を營業部長・支店長及次長と改む

三十三年二月營業規則を改正し本部以外各店の係を撤廢し執務別に基き受付方・記帳方・檢印方・出納方・取付方・本庫方計算方・精查方・擔保方・文書方及用度方の十一方に分つ

同十月係別制を復活し本店營業部及各支店に計算・貸附・預金・出納・庶務の五係を設け各係に係長を置き尙店務の狀況に依り公金・地所及倉庫の各係を設けたり

要之三十三年十月の改定營業規則に依れば本店には本部及

營業部あり而して本部には祕書・調査の二係を置き本店營業部及各支店には主として計算・貸附・預金・出納・庶務の五係を設くべきものとせり後年業務の發展に伴ひ多少の增減なきにあらざりしも業務分課の大本は爾後渝ることなくして今日に至れり。

以上は業務組織の大要なるが尙業務執行上苟くも時勢に適せず條理に悖りたるものは事の大小輕重を論ぜず必ず之を改正したり鼠色及古紙製狀袋の使用を禁止して白紙狀袋に改めたるが如き其一例にして當時の改革が如何に徹底的なりしやを知るに足らん若夫れ給料規則の改善と恩給內規の制定に至ては共存共榮主義の表現にして使用人安定の基礎を定めたるものと云ふべきなり。

當時三井銀行は時勢の進運に鑑み盛に學校出身の書生を採用せり特に書生と稱するは當時の學校出身者は自ら天下の人を以て任ずる者多かりしを以てなり世上にては尙丁稚制度を墨守せるもの多かりしを以て書生の採用は寧ろ異例に屬し一般の注目を惹きたるものの如し採用者は最初概ね本部の帷幄とも稱すべき調査係に任命して各店業務の實況を知察調査せしめ且之に關して其所論を盡さしめたりされば研究事項ある毎に或は歐米の實例に徵し或は我邦の國情に基き大に議論を上下し業務の刷新發展に努めたり三井銀行が歐米の例に倣ひ率先通知預金及コールローンの取扱を開始せしが如き其一例と見るべし。

厘位を計算單位となすは多年の慣行なりされど煩瑣にして

過誤多く到底新時代の計算法に適せず只公金の收支に尙厘位を存するの故を以て其弊を知るも其廢止を實施するものなかりしが三井銀行は先づ店頭より門外に及ぼすの趣旨を以て三十年二月十七日以降厘位廢止を敢行す其達に曰く

諸勘定ノ厘位ハ自今之ヲ廢止シ左ノ方法ニ準據シ施行スベシ但公金又ハ送金等今日實際ノ取扱上尙施行シ難キモノハ此限ニアラズ

一定期預金・當座預金・小口當座預金・預金手形・貸附金及當座貸越金ハ厘位ノ取引ヲ爲サザルコト

二諸預金利息及諸貸金利息ノ決算尻ニ厘位ヲ生ズル場合ニハ預金ノ分ハ之ヲ錢位ニ繰上ゲ貸金ノ分ハ之ヲ切捨ツルコト

而して同十一月一日以來全國の銀行相次で厘位廢止を實施するに至れり。

三十一年十一月二十四日三井源右衛門・同三郎助・同復太郎・同武之助・同養之助・同得右衛門の六名新に社員となり資本金を五百萬圓に增額す之に伴ひ合名會社三井銀行契約の改定あり(イ)總長の名稱を社長と改め(ロ)專務理事及理事は從來の儘にして新に(ハ)監査役二名を置き業務の執行及會計竝に財産の狀況を監査せしむ而して(ニ)社長・專務理事・理事及監査役を役員と稱す當時東京駿河町本店は新築中にして旣に三十年四月三日以來日本橋區新右衛門町十五十六十七番地に移轉營業せり。

三十二年七月五日倉庫業を兼營す深川支店所屬に箱崎倉庫

あり神戸支店所屬に小野濱倉庫あり各倉庫事務に從事し後三十四年一月營業規則の改正に依り箱崎倉庫を深川支店より小野濱倉庫を神戸支店より各分離獨立せしめ右倉庫に計算係・貨物係・庶務係を設け各係に係長を置きたり偶〻三十四年十月中上川彦次郎歿し早川千吉郎新に入行して專務理事に就任せり。

組織變更匆々日清役あり越えて十年復日露役あり共に國家の興廢に繫り爲に我財界は兩役を中心として或は軍資調達或は企業濫興或は恐慌襲來等一浮一沈未曾有の波瀾を捲起せしも其間金本位制は確立せられ金融機關は增大し商工業は發展し其國力進步の著しき我國をして一躍世界强國の班に列せしむるに至れり其間三井銀行は各銀行と共に軍資の

調達に協力すると同時に當時鬱勃たる商工立國の機運を助長するに努め其業務亦逐年發展したり以下日露役前合名會社時代に於ける預金貸金及利益金の消長を示せば左の如し

年次	預金	貸金	當期利益金
二六、下	一六、七七五千円	一〇、九三八千円	三七〇千円
二九、下	二四、一四〇	一八、〇七二	四二一
三二、下	二七、五〇一	二八、一四九	四八四
三五、下	三四、七二六	二三、〇八五	三六三
三六、下	三七、七二九	二六、六六三	三九二

三十六年下季末を二十六年下季末に比す預金は十二割四分九厘貸金は十四割三分七厘而して利益金は六分一厘の増加なり利益金の増加率比較的僅少なるは三十六年に至り三十

四年恐慌の影響深刻の極に達したるが爲めなり。
三十六年末現在の營業所は本店・大阪・京都・横濱・神戸・名古屋・廣島・赤間關・函館・大津・和歌山・四日市・長崎・小樽・深川・門司・箱崎・小野濱の十八箇店にして官金取扱は三十六年三月三十一日横須賀・横濱兩支店の官金取扱廢止を以て其跡を絶ち今や更始一新三井銀行業務の公衆的基礎全く確立す駿河町本店の新築亦其工を竣へ既に三十五年十一月十六日新右衛門町より復歸し翌十七日より營業を開始せり横河民輔の設計に係り我國最初の鐵骨耐震家屋なりと云ふ。
日露役後は更に國力の增進に伴ひ左記の如く三井銀行營業成績亦著しく進展を示せり。

年次	預金	貸金	當期利益金
三七、上	四一、七一〇千円	三〇、二二七千円	三九五千円
四〇、上	七〇、三三八	五五、〇七〇	二、〇〇七
四二、上	七八、三一九	六四、八七二	一、二二〇

四十二年上季末を三十七年上季末に比す預金は八割七分七厘貸金は十一割四分六厘而して利益金は二十割八分六厘の増加なり若夫れ四十二年上季末を二十六年下季末に比せんか預金は三十六割六分八厘貸金は四十九割三分而して利益金は二十二割九分七厘の増加なり。

又四十二年六月には京都市外債四千五百萬法を巴里市場に仲介して我國に於ける事業資金日佛直接取引の端を啓きたり是に於て三井銀行は我國將來の進運を慮り一方歐米會社

組織の發達に鑑み合名會社より更に株式會社に組織變更の議成るに至れり。

合名會社時代役員氏名及任期

社長（三十一年以前は總長と稱す）

三井高保　自明治二六、六 至同 四三、一〇

專務理事（二十七年十月以前は常務理事と稱す）

中上川彦次郎　自明治二六、七 至同 三四、一〇　早川千吉郎　自明治三四、一〇 至同 四二、一〇

理事

西邑虎四郎　自明治 二六、七 至同 二九、九　益田孝　自明治 二六、七 至同 二九、九

齋藤專藏　自明治二六、七 至同 二七、一〇　波多野承五郎　自明治三〇、一一 至同 四二、一〇

監査役

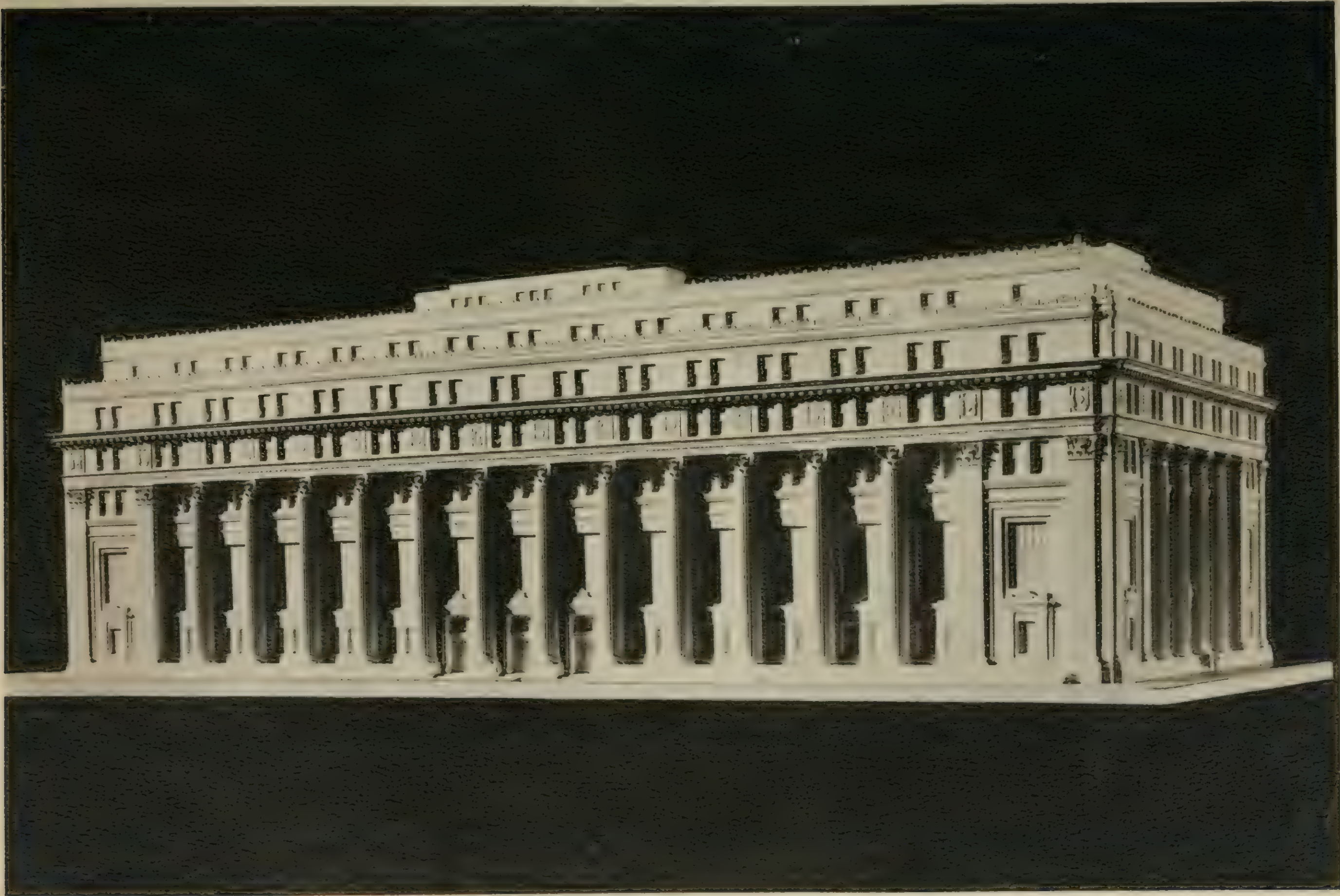
三井武之助　自明治三一、一二 至同 三五、七　三井養之助　自明治三一、一二 至同 三五、二 自明治三五、一二 至同 四三、一〇

三井元之助

自明治三五、二
至同　四二、一〇



株式會社三井銀行社長　三井源右衛門



東京　駿河町　株式會社三井銀行本店新築設計圖　(本文七四頁參照)
(表紙 · 同上側面圖)



三井合名會社々長　男爵　三井八郎右衛門

第五章　株式會社時代　明治四十二年以降

株式會社に組織變更の準備成り明治四十二年十月十一日資本金二千萬圓全額拂込濟の株式會社三井銀行及資本金二百萬圓全額拂込濟の東神倉庫株式會社を創立し一方合名會社三井銀行は法定の手續に據り同十一月一日銀行業務を株式會社三井銀行に倉庫業務を東神倉庫株式會社に各讓渡し同十二月二十日解散したり。

銀行資本金二千萬圓は之を二十萬株に分ち内三萬八千株は發起人三井八郎右衛門・同元之助・同源右衛門・同高保・同八郎次郎・同三郎助・同守之助・同武之助・同養之助・同得右衛門の十名にて之を引受け同時に殘餘十六萬二千株の應募株主亦確定せ

しを以て同十月十一日創立總會を開き左記役員を選擧し同十一月一日より開業したり。

取締役社長三井高保　常務取締役早川千吉郎　同池田成彬　同米山梅吉　取締役三井守之助　同團琢磨　同飯田義一　同林健　監査役三井武之助　同朝吹英二　同小野友次郎

四十二年十一月株式會社三井銀行營業規則を制定す其概要を述ぶれば(イ)社長は當行を代表し(ロ)社長及常務取締役は取締役會の決議に遵ひ必要なる一切の業務を處辨するものにして(ハ)本店に本部及營業部を置き各地には支店を設け本部は當行全般に關する事務を取扱ひ營業部及支店は其所在地に於て各其業務を執行するものとせり而して(ニ)本部は之を

祕書・業務・調査・地所の四課に分ち各課に課長を置き(ホ)營業店には店長の下に計算・貸附・預金・出納・信用調査・庶務の六係を設く。

尋で本部に外國課(大正二年七月)及調査役(四年一月)を新設し又調査課を監理課と改め(四年一月)更に監理課を調査課・調査役を檢査役と稱するに至れり(七年四月)。

株式會社に變更當時の營業店は本店營業部及深川・小樽・横濱・名古屋・大津。京都・大阪・大阪西。和歌山。神戸・廣島。門司・長崎各支店竝に深川支店箱崎派出所の十五箇所なりしが後和歌山(四十四年九月)大津(大正四年十二月)兩支店を閉鎖して新に福岡(四十四年七月)若松(大正七年八月)上海(六年十月)三支店及大阪中之嶋(七年二月)大阪川口(七年十二月)兩出張所を設置せり。

四十二年十二月從來の檢査規則を改定し勘定の正否業務の

成績に關し一層檢査を嚴密ならしむるに至れり本來當行の檢査制度は兩替店時代既に其端を發し當時の大福帳にして檢査日付を記入せるもの尙現存せり爾來連續今日に至りしものにして現在にては本部檢査員の隨時檢査卽本檢査の外更に每期一回以上各店各自をして行はしむる店內檢査あり彼此相待ち二重檢査の制度完成せり、

日露役後に於ける財界の動搖稍安定するや桂內閣の五分利內債四分利借換あり四分利外債の成立と相待ち金利の革命として喧傳せられ所謂中間景氣を誘起し幾くもなく其反動の爲めに一時復小恐慌の觀を呈せりと雖も要するに同役後我國の國力增進と共に財界の發展大に見るべきものあり就中內外金融市場は日を逐ふて相近邇するに至れり當行亦明

治四十四年七月定款を改定して營業目的中新に(一)公債・社債及株式の募集及引受(二)手形引受及諸證券に關する保證(三)擔保付社債に關する信託を加へ大正二年七月更に營業規則を改定して外國爲替其他一般外國業務を營むこととし新に外國課を設置したり既に明治三十二年の交外國爲替に關する保證取扱の議あり三十九年六月(西暦千九百六年)倫敦バークレース、コンパニーと爲替約定を締結し玆に外國業務の端緒を啓き越えて四十五年七月外國旅行信用狀規程を制定する等諸般の準備を整へ今や又外國課を新設して一般外國業務に從事せんとす當行年來の海外發展計畫實現せるを見るべし。

幾くもなく世界大戰勃發し我國亦之に參加す前代未聞の一大事變にして大正三年七月に始まり同七年十一月に至り休

戰成立す我財界は當初貿易及對外金融關係の破壞に依り波瀾重疊の狀況に陷りたりと雖も其後空前の輸出超過は我國の國際貸借をして年來の支拂勘定より受取勘定に變ぜしめ國運の隆昌商工業の發展は未だ曾てあらざる所なり其間當行はシンヂケート銀行團の一員として或は內債を引受け或は英佛露公債に應募し其他對支借款に參加する等國家的活動は勿論なりとして尙商工金融に資すると共に市債及社債を一手又は共同にて引受け更に外資輸入に努力したり隨て業務は逐年發展し預金は四年上季貸金は五年上季各一億圓臺を突破し利益金亦漸次增進せり明治四十二年下季より大正七年下季に至る預金貸金及利益金の消長左の如し、

年次	預金	貸金	當期利益金
四二、下	八六、一六二 千円	七二、八二八 千円	八七五 千円
大正元、下	八五、三五〇	七七、八九二	一、三二〇
四、下	一一四、八一〇	九四、九五九	七三八
七、下	三〇六、五七一	二六〇、八〇五	三、四八三

大正七年下季末を明治四十二年下季末に比す預金は二十五割五分八厘貸金は二十五割八分一厘而して利益金は三十割九分四厘の増加なり。

業務進展の趨勢叙上の如くなるに鑑み八年七月八日臨時株主總會に於て資本金二千萬圓を一億圓に株數二十萬株を百萬株に増加するの件を可決し右増加新株八十萬株の中五十萬株は現在株主たる三井合名會社に割當て殘餘三十萬株は

額面以上四十五圓の價格を以て公募したるが同七月二十一日申込開始後三時間にて締切り同九月一日五十圓の第一回拂込を了し拂込資本金は六千萬圓法定準備金は額面超過金を繰入れ千九百萬圓に達したり從來は株式會社と稱すと雖も尙個人會社（プライヴェート・コンパニー）の範疇を脫するに至らざりしが今や株式會社の本質たる公衆會社（パブリック・コンパニー）の體樣を完成し當行業務發展上に一新紀元を劃するに至れり。

九年一月三十日定時總會にて社長三井高保辭任し三井源右衞門新に社長に就任す現社長なり同六月十一日取締役早川千吉郎辭任す是より先き八年七月十五日定款を改定し爾後社長の外常務取締役も亦當行を代表するものとせり。

十年五月十三日從來の營業規則を廢し更に株式會社三井銀

行業務規則を制定せり卽現行規則にして職制の大本は從來と大差なきも本部に文書・經理・內國・外國・檢査・調査の六課を置き且檢査役を參事と改め營業店には從來の六係の外店務の便宜に依りて外國係を設け尙本店營業部及大阪支店には各次長二名以內橫濱・京都・神戶三支店には各一名を置くこととせり十二年八月前記以外の各店に次長各一名を置き又外國支店には輸出係・輸入係及送金係を新設し十三年三月更に外國營業部を設けて十三年十二月外國爲替業務を營ましめ從來の外國課は外國業務全般に關し指揮監督を爲すこととなれり。

增資當時の營業店は十九箇所なりしが後深川支店箱崎出張所を閉鎖して深川支店を日本橋區內に移し日本橋支店と改稱し十年九月新に紐育十一年二月丸之內十一年九月倫敦十二年十二月各支店及孟買出

張所十二年十二月竝にスラバヤ出張所十四年五月を設け更に大阪中之嶋出張所を大阪堂嶋出張所十二年六月孟買出張所を孟買支店十三年十二月と各改稱して今日に至れり。

增資後幾くもなく株式及商品市場の恐慌あり其鎭靜に歸するや更に銀行界の動搖あり動搖漸く收まり財界回復の緒に就かんとするや突如關東大震火災あり十二年九月一日其慘禍言語に絕し當行本店及橫濱支店亦類燒の厄を蒙りたりされど本店建物は三井合名會社の所有に係り橫濱支店建物亦旣に殆んど銷却濟なりし上兩店の金庫共に無事なりしを以て其損害額は少許に止り本店及日本橋・丸之內兩支店は九月十一日橫濱支店は九月二十五日より各開業したり、

增資以來恐慌あり震火災あり財界の不振今日に至りしが當

行の業績は逐年進歩の趨勢を改めず最近の狀況左の如し。

年次	預金	貸金	當期利益金
八、下	三五一、一三〇千円	三一八、五二六千円	四、七四六千円
一一、下	四三九、一三〇	三九〇、九一九	七、〇六八
一五、上	四七五、八五七	四一〇、五七五	七、七一三

十五年上季末を八年下季末に比す預金は三割五分五厘貸金は二割八分八厘而して利益金は六割二分五厘の增加なり若夫れ株式會社に變更當時の明治四十二年下季末に比せんか預金は四十五割二分二厘貸金は四十六割三分七厘而して利益金は實に七十八割一分四厘の增加なり外國業務も逐次發展し賣買外國爲替取扱高は八年下季末二億八千四百十二萬餘圓十一年下季末三億三千九百二十六萬二千餘圓にして十

五年上季末には十五億四千六百四十八萬八千餘圓に達し八年下季末と比すれば實に四十四割四分の增加なり、

本店建物新築の議決し十四年八月二十三日本部及營業部を日本橋區本革屋町五番地一號に移轉す現假營業所是れなり新築店舗は三井合名會社の所有に屬し米國の Trowbridge & Livingston 建築事務所の設計監督に係り James Stewart 建築會社施工を擔當し竣工の上は當行の外三井合名會社・三井信託株式會社等にて使用する豫定なり、

現在營業店は　本店營業部　本店外國營業部　日本橋支店
丸之内支店　小樽支店　橫濱支店　名古屋支店　京都支店
大阪支店　大阪堂島出張所　大阪西支店　大阪川口出張所
神戸支店　廣島支店　下關支店　門司支店　若松支店　福

岡支店　長崎支店　上海支店　スラバヤ出張所　孟買支店
倫敦支店　紐育支店の二十四箇所にして現在役員左の如し
取締役社長三井源右衛門　常務取締役池田成彬　同菊本
直次郎　同龜島廣吉　同今井利喜三郎　取締役米山梅吉
同原富太郎　同岸本兼太郎　同福井菊三郎　同男爵三井
高精　同山崎吉次郎
監査役大橋新太郎　同杉山虎雄　同山本龜光　同二宮峰
男

顧れば明治九年七月始めて三井銀行と稱せし當時より今日
まで實に五十年其間資本金は二百萬圓より一億圓に預金は
千百三十六萬餘圓より四億七千五百八十五萬餘圓に貸金は
九百九十一萬餘圓より四億千五十七萬餘圓に純益金は九萬

餘圓より七百七十一萬餘圓に各増加し以て今日の大を成すに至れり今五十年史を編するに當り三井銀行既往の進境を祝し將來の隆昌を祈るや切なり、

株式會社時代重役氏名及任期

社長

男爵 三井高保　自明治四二、一〇 至大正九、一

三井源右衛門　自大正九、一

常務取締役

早川千吉郎　自明治四二、一〇 至大正七、一

池田成彬　自明治四二、一〇

米山梅吉　自明治四二、一〇 至大正一二、八

菊本直次郎　自大正七、一

間島弟彥　自大正八、一 至同一一、七

龜島廣吉　自大正一二、八

今井利喜三郎　自大正一二、八

取締役

三井守之助　自明治四二、一〇　至大正一〇、一〇

飯田義一　自明治四二、一〇　至大正三、四

渡邊專次郎　自明治四四、一〇　至大正五、九

早川千吉郎　自大正七、一　至同九、六

岸本兼太郎　自大正八、一〇

龜島廣吉　自大正九、一　至同一二、八

米山梅吉　自大正一二、八

監査役

三井武之助　自明治四二、一〇　至大正三、二

小野友次郎　自明治四二、一〇　至大正五、一

矢田績　自大正四、一　至同五、四

團琢磨　自明治四二、一〇　至大正七、一

林健　自明治四二、一〇　至同四四、一〇

福井菊三郎　自大正七、一　至同九、一　自大正九、七

原富太郎　自大正八、一〇

間島弟彦　自大正七、一　至同八、一　自大正一二、七　至同一三、七

男爵三井高精　自大正一〇、一一

山崎吉次郎　自大正一二、八

朝吹英二　自明治四二、一〇　至同四四、一二

波多野承五郎　自明治四五、一　至大正七、一

三井得右衛門　自大正五、一　至同九、一

林　　健　自大正五、四　至同九、一

大橋新太郎　自大正八、一〇

杉山虎雄　自大正九、一

二宮峰男　自大正一二、八

金塚仙四郎　自大正七、一　至同一二、七

門野錬八郎　自大正九、一　至同一〇、四

山本龜光　自大正一〇、七

附録

三井銀行年表

附錄　三井銀行年表

年次	西暦	摘要
天和　三	一六八三	五月江戶駿河町南側ニ三井高利三井兩替店ヲ開店ス
貞享　二	一六八五	二月京都兩替店開始（新町通六角下ル）
元祿　二	一六八九	三月江戶兩替店三井次郞右衞門名義ニテ江戶兩替仲間加入
同　四	一六九一	二月江戶ニ於テ幕府ヨリ金銀爲替御用申渡アリ〇四月三井組ハ始メテ大阪金藏ヨリ御爲替銀五百貫目ヲ受取ル〇大阪兩替店開店（高麗橋一丁目）
同　八	一六九五	江戶兩替店駿河町北側ヘ移轉現在三井銀行敷地ノ一部ナリ
同　一二	一六九九	京都箔屋竝酒運上御爲替御用

年次	西暦	摘要
元祿　一三	一七〇〇	正月始メテ年頭御目見ニ獻上物ノ格式ヲ得〇元祿以後每年武鑑ニ御爲替用達トシテ三井組名代錄セラル
寶永　三	一七〇六	六月ヨリ引繼キ寶永年間諸銀引替御用〇十二月大阪兩替店擴張
同　四	一七〇七	禁裏御造營銀請拂御用
同　五	一七〇八	禁裏御兩替御用
同　七	一七一〇	大元方組織成ル
正德　元	一七一一	大阪兩替店本兩替仲間ニ加入
同　三	一七一三	御爲替三井組三人名前 三井次郞右衞門 三井三郞助 三井元之助 確定ス
享保　四	一七一九	京兩替店ヲ三都兩替店ノ本據トス

享保 六	一七二一	二條米藏拂米代銀爲替御用
同 七	一七二二	大津米藏拂米代銀爲替御用○三井組式目條目大成
同 一八	一七三三	大阪兩替店ニ於テ河內菱屋新田ヲ經營ス
同 一九	一七三四	御卽位御讓位御道具吳服代銀請拂御用
同 二〇	一七三五	五十日限臨時御爲替三井一手ニ被仰付
元文 元	一七三六	金銀引換御用○京阪社寺河川橋梁修復入用銀請拂御用
延享 二	一七四五	上野宮御貸附金御用
寬延 三	一七五〇	朝鮮人來聘五畿內人足賃割賦取替御用
寶曆 元	一七五一	長崎御爲替御用
同 二	一七五二	伊勢山田御爲替御用
明和 元	一七六四	朝鮮人琉球人來聘入用銀請拂御用
明和 二	一七六五	幕府神寶方御爲替御用
同 六	一七六九	五匁銀引換御用
安永 二	一七七三	禁裏賄方御用
同 七	一七七八	御爲替御用金ノ鄕方貸（村方貸）ヲ始ム從前ハ町方卽京阪市內ニ限ル
天明 四	一七八四	兩替屋役銀（一種ノ營業稅）上納
同 七	一七八七	兩替屋役銀免除
寬政 元	一七八九	五月御爲替御用百年祝賀ヲナス
同 四	一七九二	勘定所貸附御用
同 五	一七九三	從來大阪兩替店ハ江戶店次郞右衞門出店ナリシガ三井元之助名前ニ改ム
文政 二	一八一九	大阪銅座掛屋御用
天保 一二	一八四一	禁裏御所御預リ金御用

安政 元	一八五四	元年ヨリ二年、同三年ヨリ六年マデ舊貨幣引替御用
同 二	一八五五	禁裏御造營御用
同 六	一八五九	神奈川奉行所御金用達
文久 元	一八六一	新古金銀引替御用
同 二	一八六二	箱館産物會所御用
元治 元	一八六四	七月京都兵燹京都兩替店類燒
慶應 元	一八六五	内待所御作事御用〇御所築地御取廣ケ御用〇大宮御所御造營御用〇十月幕府勘定所貸附金御用三井御用所新設
同 三	一八六七	御所御領年貢請納御用〇幕命ニヨリ三井組御用所江戸銀座金札ノ引換所トナル〇金穀出納所御用仰付ラル率先金壹千兩獻納ス
明治 元	一八六八	一月會計御基金參百萬兩ノ調達ニ盡瘁ス〇二月御親征費五萬兩調達ニ盡力〇會計局御爲替方被仰付〇三月東征軍ニ三井組名代從軍、軍費參萬五千兩白米千俵調達ニ盡力ス〇陛下御東幸竝ニ御還幸ニ供奉出納御用被仰付〇閏四月大阪ニ於テ關東鎭撫費拾五萬兩調達ニ盡力ス〇六月二十日會計局御爲替方トシテ引繼ギタル國庫金總額金九千兩錢百貫文ナリ〇八月東京ニ於テ奥羽征討費竝ニ御東幸費八十六萬兩調達ニ盡力ス
同 二	一八六九	一月東京會計官爲替方被仰付〇二月三井八郎右衛門貿易商社及開墾會社總頭取、三井次郎右衛門及三井三郎助爲替會社總頭取ヲ拜命ス〇三月車駕御再幸ニ付出納御用〇六月民

		部省爲替方拜命○九月開拓使御用掛被仰付
明治　三	一八七〇	三月宮內省爲替方拜命
同　四	一八七一	二月東京鐵砲洲御用所海運橋ニ移轉ス○六月新貨幣爲換座御用一手取扱○七月三井組バンク創立願書提出○八月大阪三井兩替店內ニ大藏省御用爲換座三井組開設○十月十五日大藏省正金兌換證券六百八拾萬圓三井組名目ヲ以テ發行ス○十一月二十八日上棟式擧行
同　五	一八七二	一月十五日開拓使正金兌換證券二百五拾萬圓三井組名目ヲ以テ發行ス○二月三井辨藏同貞次郎同武之助同長四郎同養之助銀行業見學ノ爲メ米國ヘ遊學ス○八月三井小野組合銀行大藏省爲替御用被仰付○潘札引換事務ニ從事ス○九月海運橋元爲換座三井組ハウスヲ創立準備中ノ第一國立銀行ヘ讓ル○十一月駿河町三井兩替店內ニ爲換座三井組竝ニ三井組御用所移轉ス
明治　六	一八七三	二月八日爲換座名義ヲ廢ス○十一月駿河町兩替店新築ニ着手ス○淺草米廩ヲ引受ク○六月第一國立銀行創立成ル○大阪堂島ニ兩替店ヲ設置ス
同　七	一八七四	五月六日新築爲換バンク三井組開業式擧行○八月臺灣征討ニ付陸軍省出納御用
同　八	一八七五	七月七日私立三井銀行創立願書ヲ東京府經由大藏卿ニ提出○銀行創立準備ノ爲メ改正掛ヲ置ク○九月電信爲替取扱開始

年	西暦	事項
明治　九	一八七六	二月現在全店員數五百四十七名 三月三十一日三井銀行設立認可セラル 六月三井組官金取扱引繼認可 ○三十日舊三井組三井銀行間ニ引繼ヲ了ス 七月一日營業開始○營業店數東京外三十箇所○役員選擧總長三井八郎右衛門總長代理副長三野村利左衛門副長三井三郎助監事三野村利助同西邑虎四郎同今井友五郎就任○店員階級ヲ十五等席ニ分ツ 十二月豐岡洲本兩出張店設置 ○豐橋出張店閉鎖
同　一〇	一八七七	一月宮津高山兩出張店開設 ○二月總長代理副長三野村利左衛門死去○副長三野村利助總長代理副長就任○陸軍省出納御用拜命 四月四日市出張店開設 十二月營業店數三十四
明治　一一	一八七八	一月役員改選總長三井八郎右衛門總長代理副長三野村利助副長三井三郎助同西邑虎四郎監事中井三平同森藤五郎同今井友五郎就任 三月洲本出張店閉鎖○佐賀出張店設置 五月起業公債第一國立銀行ト共同募集引受○政府ノ洋銀賣出事務ヲ取扱フ 六月濱田出張店設置 十一月千葉出張店閉鎖 十二月八王子出張店設置土浦下妻兩出張店閉鎖○營業店數三十三
		一月豐岡出張店閉鎖○役員改選總長三井八郎衛右門(高朗)總長代理副長三野村利助副長三井三郎助同西邑虎四郎監事中井

		三平同今井友五郎就任
明治一二	一八七九	六月宮津出張店閉鎖 七月濱田出張店閉鎖 八月佐賀出張店閉鎖 十一月半田伊萬里兩出張店設置 十二月函館出張店類燒○營業店數三十一
同一三	一八八〇	一月役員改選全員重任 三月大垣出張店設置 四月各分店出張店ノ管轄ヲ定ム○小樽弘前兩出張店設置 九月根室出張店設置 十月山口出張店閉鎖其權義ヲ第百十國立銀行ヘ讓渡 十二月營業店數三十四
同一四	一八八一	一月役員改選總長三井八郎右衛門總長代理副長三野村利助副長西邑虎四郎監事中井三平同今井友五郎同三井三郎助就任 五月小樽出張店類燒 九月水戸出張店閉鎖 十二月營業店數三十三
明治一五	一八八二	二月山田出張店閉鎖 六月伊萬里出張店閉鎖其權義ヲ伊萬里銀行ヘ讓渡 十月總長代理副長三野村利助日本銀行理事ニ就任副長西邑虎四郎之ニ代ル 十二月營業店數三十一
同一六	一八八三	一月役員改選總長三井八郎右衛門總長代理副長西邑虎四郎副長三井三郎助監事今井友五郎同中井三平就任 六月大藏省爲替方解任爾來日本銀行代理店トシテ國庫金出納事務取扱 十二月營業店數三十一
		一月役員改選全員重任 四月神戸分店所屬兵庫出張所閉鎖

明治一七	一八八四	五月島根出張店閉鎖其權義ヲ第三國立銀行松江支店ヘ讓渡 九月青森出張店類燒 十二月營業店數三十
同　一八	一八八五	一月役員改選總長三井八郎右衛門辭任三井三郎助總長就任總長代理副長西邑虎四郎副長中井三平監事今井友五郎同石川良平就任 十二月營業店數三十
同　一九	一八八六	二月改革諮言ヲ各店ニ頒チ意見ヲ徵シ四月十六日改革條目ヲ發表ス 四月職制改定本店ニ債務課金庫課設置 六月弘前出張店類燒○檢查規則制定 十二月營業店數三十
明治二〇	一八八七	二月廣島分店所屬吳出張所設置 三月三井高保銀行業視察ノ爲メ渡歐 四月福島出張店設置○仙臺出張店閉鎖 六月北海道古平、石狩、笘小牧、室蘭、浦川、釧路ニ出張所設置 十二月營業店數三十一
同　二一	一八八八	十一月洋式簿記實施諸帳簿改正 十二月營業店數三十一
同　二二	一八八九	三月千葉出張店設置○保護預規則制定 五月名古屋出張店所屬津島出張所、四日市出張店所屬桑名出張所設置 八月貯蓄預金取扱開始 十二月營業店數三十五
同　二三	一八九〇	七月小樽出張店類燒 十一月横須賀出張店類燒 十二月債務課ヲ債理課ト改稱○營業店數三十五

明治 二四 一八九一

七月札幌出張店所屬厚岸出張所閉鎖

八月中上川彥次郎理事ニ就任○總長三井高喜(三郎助改名)辭任○役員改選總長三井高保副長西邑虎四郎同中井三平理事中上川彥次郎監事今井友五郎同齋藤專藏就任

十二月本店職務章程改定大元締ハ總長副長理事及監事ヲ以テ組織ス、本店ヲ營業課、官金課、計算課、庶務課、金庫課ニ分ツ○青森出張店所屬八戶出張所設置○營業店數三十六

一月本店ニ臨時整理事務掛設置

二月各營業店管轄制廢止本店直轄トス○役員改選總長三井高保副長中上川彥次郎監事西邑虎四郎同益田孝就任○本店ニ調査係設置元締役ニ隸屬

明治 二五 一八九二

三月國庫預金ヲ別段預金從來ノ別段預金ハ約定預金又ハ當座預金ニテ整理ス○分店出張店等級廢止○高山出張店閉鎖其權義ヲ第十六國立銀行高山支店ニ讓渡○同全店員數八百三十四名

四月園部小田原橫須賀三出張店ヲ出張所ト改稱

五月福島出張店閉鎖○臨時整理事務掛廢止

八月分店出張店ノ名稱及元締取締ノ役名ヲ廢止一般ニ支店ト稱シ各支店ニ支配人及副支配人ヲ置ク○支店職務章程ヲ制定シ支店ヲ甲乙ニ分ツ甲號支店ニ計算課、營業課、官金課、金庫課、庶務課、乙號支店ニ貸付係、計算係、爲替係預金係、官金係、金庫係ヲ置ク

十月本店庶務課及祕史掛廢止

記錄掛及用度掛設置
十二月園部出張所閉鎖○營業店數三十三

明治二六　一八九三

一月貯蓄預金廢止小口當座預金取扱開始○全店員數七百四十八名
二月支店ノ庶務課廢止記錄係及用度係設置○根室函館及札幌三支店所屬各出張所閉鎖○大垣支店閉鎖○松坂支店閉鎖津支店所屬松坂出張所設置
三月「官金」「人民預金」「民金」等ノ名稱禁止○北海道廳國庫金取扱廢止
四月本支店職務章程改定本店ニ記錄係、調査係、貸付係、爲替係、預金係、抵當係、公金係、金庫係、計算係、用度係、甲號支店ニ計算係、貸付係、爲替係、預金係、公金係、金庫係、庶務係、乙號支店ニ計算係、貸付係、公金係、金庫係、庶務係ヲ置ク○二十八日臨時總會ニ於テ合名會社三井銀行創立可決
六月使用人身元保證金規則、使用人給料規則改定○二十一日合名會社三井銀行契約締結、翌二十二日資本金貳百萬圓ノ合名會社三井銀行組織、社員三井八郎右衛門、三井元之助、三井高保、三井八郎次郎三井守之助
七月役員選擧、總長（業務擔當社員）三井高保、常務理事中上川彥次郎、理事西邑虎四郎、同益田孝同齋藤專藏就任○內地旅行信用證券發行
八月八王子支店類燒
九月根室支店閉鎖
十月本店所屬深川出張所設置○古金銀賣買廢止○札幌弘前兩支店閉鎖
十二月營業店數三十

明治二七	一八九四	一月役員改選全員重任 二月全店員數六百三十四名 三月京都府滋賀縣及青森縣本支金庫事務廢止〇八王子敦賀青森岐阜千葉五支店閉鎖〇青森支店所屬八戸出張所閉鎖 五月半田支店閉鎖 十月役員改選理事齋藤專藏ヲ除キ其他重任〇本支店職務章程改定、本店ニ祕書記調査係貸付係預金係公金係金庫係計算係庶務係、支店ニ貸付係預金係公金係金庫係計算係庶務係ヲ置ク 十二月營業店數二十二
同二八	一八九五	一月各店主任者會議及本店係長會議廢止每年一回若クハ二回支配人會議開會 二月全店員數五百十九名 三月小口當座預金預リ極度二千圓撤廢 六月使用人懲罰規則制定 七月特別休暇給與規則制定 八月未丁年者學藝試驗規則制定 十二月營業店數二十二
明治二九	一八九六	二月全店員數五百二十六名 四月金融母店制採用東京大阪及名古屋三ヶ店ヲ金融母店トシ所屬子店金融ヲ調理ス 九月理事西邑虎四郎同益田孝辭任 十月東京日本橋區駿河町本店營業所新築起工 十二月足利支店設置〇營業店數二十三 二月厘位廢止實施 三月名古屋支店所屬津島出張所廣島支店所屬呉出張所閉鎖 四月駿河町本店營業所新築中假營業所ヲ日本橋區新右衞門町十五、十六、十七番地ニ移轉

明治 三〇 一八九七

六月手代雇傭丁ノ名稱竝ニ等級ヲ廢シ一般ニ使用人ト稱ス〇大阪支店所屬堂島兩替店閉鎖

七月本行徽章ヲ㊂ニ改ム〇全店員數五百四十名

八月行員身元保證金規則改定〇使用人恩給內規制定

十一月波多野承五郎理事ニ就任

十二月四日市支店所屬桑名出張所閉鎖〇營業店數二十

二月本店ニ爲替係設置

三月全店員數五百五十七名

七月出張所ヲ廢シ支店ト改稱、松阪横須賀深川及三池各出張所ヲ支店トス

八月銀行業務取調ノ爲メ池田成彬、米山梅吉、丹幸馬歐米出張〇職務章程改定本店ニ「本部」及「營業部」ヲ置キ本部

明治 三一 一八九八

ニ總長一名專務理事一名理事若干名ヲ置キ營業部及各支店ニ取引係小口當座預金係出納係計算係庶務係ヲ置ク

十一月赤間關支店所屬門司出張所設置〇二十四日合名會社三井銀行契約ヲ改定資本金ヲ五百萬圓ニ增額存立期間明治二十六年ヨリ滿五十ケ年社員十一名ニ增員三井八郎右衛門三井元之助三井源右衛門三井高保三井八郎次郎三井三郎助三井復太郎三井守之助三井武之助三井養之助三井得右衛門〇總長ヲ社長ト改メ新ニ監査役二名ヲ置ク〇職務章程廢止營業規則ヲ制定シ本店營業部ニ地所係ヲ新設ス〇營業店數東京外二十

十二月三井武之助、三井養之助監査役ニ就任

明治 三二　一八九九

二月役員改選全員重任
三月「三井銀行報知」發行各支店ヘノ達及通牒其他掲載○全店員數五百五十名
五月赤間關支店所屬門司出張所ヲ支店ニ改ム
六月本行新築營業所上棟式擧行
七月倉庫業兼營
八月支配人副支配人ヲ營業部長支店長及次長ト改稱○小供ノ名稱ヲ見習員ト改ム
十一月營業規則改定深川支店ニ倉庫係ヲ設置○津支店閉鎖
十二月營業店數二十

二月本支店營業規則改定本部係長ヲ除キ各支店係長廢止、業務ノ分課ヲ執務別ニ依リ受付方記帳方檢印方出納方取付方本庫方計算方精査方擔保方文書方用度方及本店ニ地所方、深川支店ニ倉庫方、横濱横須

明治 三三　一九〇〇

賀兩支店ニ公金方ヲ置ク○通知預金取扱開始
十月本支店營業規則改定本店營業部及各支店ニ計算係貸付係預金係出納係及庶務係ノ外店務ノ情況ニヨリ公金又ハ地所係ヲ設ケ各係ニ係長ヲ置ク
十一月商工業視察ノ爲メ理事波多野承五郎歐米出張○全店員數五百九名
十二月營業店數二十

同 三四　一九〇一

一月營業規則改定深川支店ヨリ箱崎、神戸支店ヨリ小野濱兩倉庫ヲ獨立セシメ三井銀行箱崎倉庫及同小野濱倉庫ト稱ス
五月松坂支店閉鎖
七月小野濱倉庫ニ私設保税倉庫ヲ設ク
八月全店員數四百五十名
十月專務理事中上川彦次郎死去○早川千吉郎專務理事ニ就任

十二月營業店數二十一

明治　三五　一九〇二

一月監査役三井養之助辭任
二月監査役改選三井武之助重任三井元之助新任○箱崎倉庫ニ私設保税倉庫ヲ設ク
五月大阪支店ニ次長ヲ置ク
七月監査役三井武之助辭任
八月銀行業務取調ノ爲メ間島弟彥歐米出張○赤間關支店ヲ下關支店ト改稱
九月營業規則改定箱崎小野濱兩倉庫ニ計算係貨物係庶務係設置○全店員數四百四十一名
十一月監査役改選三井養之助就任○當行本店營業所新築落成式擧行十六日移轉翌十七日業務開始
十二月營業店數二十一

二月社員三井復太郎死去家督相續人三井清子持分繼承
三月横濱及横須賀兩支店取扱國庫事務廢止、同事務ハ第二國立銀行ヘ引繼横須賀支店ヲ閉鎖

明治　三六　一九〇三

五月自今使用人ノ宿直ヲ廢ス○損益調査規程制定
七月役員改選全員重任○全店員數四百十二名
九月三池足利兩支店閉鎖
十二月營業店數十八

同　三七　一九〇四

五月小樽支店類燒
十二月重役改選社長三井高保監査役三井元之助同養之助重任○營業店數十八○全店員數三百六十五名

同　三八　一九〇五

一月當行契約中監査役二名ヲ二名以上ト改定
七月全店員數三百七十名
八月函館支店閉鎖
十月四日市支店閉鎖
十二月營業店數十六

明治 三九	一九〇六	二月全店員數三百六十七名 八月身元保證金規則廢止新ニ在職積立金規則制定 十二月營業店數十六
同 四〇	一九〇七	五月銀行業務實地調査ノ爲メ林健福田秀五郎外山知三歐米出張 七月下關支店閉鎖〇門司倉庫部勘定ヲ門司支店ヨリ分離シ門司支店長之ヲ管理ス 九月明治三十七八年事件ノ功ニ依リ社長三井高保ハ勳四等專務理事早川千吉郎ハ勳三等ニ敍セラル 十月全店員數三百九十四名 十二月監査役改選全員重任〇營業店數十五
同 四一	一九〇八	十月市川高策英國派遣 十一月全店員數四百十八名 十二月營業店數十五
明治 四二	一九〇九	五月大阪西支店設置〇本支店ニ信用調査係設置〇深川支店所屬箱崎派出所開設 六月佛國巴里市場ニ京都市外債四千五百萬法ヲ仲介ス 九月全店員數四百五十一名 十月十一日資本金貳千萬圓全額拂込濟株式會社三井銀行及資本金貳百萬圓全額拂込濟東神倉庫株式會社設立銀行業務ハ前者ニ倉庫業務ハ後者ニ讓渡〇株式會社三井銀行重役、社長三井高保常務取締役早川千吉郎同池田成彬同米山梅吉取締役三井守之助同團琢磨同飯田義一同林健監査役三井武之助同朝吹英二同小野友次郎就任 十一月一日株式會社三井銀行營業開始〇營業規則改定本部ニ秘書課業務課調査課及地所課營業店ニ計算係貸付係預金係出納係信用調査係及庶務係ヲ置ク〇横濱京都及神戸支店ニ次長ヲ置ク 十二月二十日合名會社三井銀行解散〇營業店數十五

明治四三	一九一〇	二月公債引受銀行團加入 九月全店員數四百三十三名 十月監査役改選全員重任 十二月營業店數十五
同　四四	一九一一	七月福岡支店設置 八月擔保付社債信託業兼營 九月和歌山支店閉鎖 十月重役改選取締役社長三井高保、常務取締役早川千吉郎同池田成彬同米山梅吉取締役三井守之助同團琢磨同飯田義一（以上重任）同渡邊專次郎（新任）監査役全員重任 十一月全店員數四百五十四名 十二月監査役朝吹英二辭任○營業店數十五
同　四五 大正　元	一九一二	一月監査役改選波多野承五郎就任 六月全店員數四百五十一名 七月外國旅行信用狀規則制定 十二月營業店數十五
大正　二	一九一三	一月監査役改選三井武之助同小野友次郎重任 二月常務取締役米山梅吉行員片山繁雄銀行業視察ノ爲メ歐米出張 七月營業規則改正外國課新設○重役改選全員再選 八月全員數四百三十一名 十二月營業店數十五
同　三	一九一四	四月取締役飯田義一辭任 七月監査役改選全員重任 八月店員數四百二十三名 十二月監査役三井武之助死去 營業店數十五
同　四	一九一五	一月營業規則改定本部調査課ヲ監理課ト改稱、本部ニ調査役ヲ設ク○監査役一名改選矢田績監査役就任 七月重役改選全員重任 十一月全店員數四百二十六名 十二月社長三井高保男爵ヲ授

年	西暦	事項
		ケラル○大津支店閉鎖同店營業所用地所建物現狀ノ儘大津市ヘ寄附○營業店數十四
大正　五	一九一六	一月監査役一名改選三井得右衛門就任 四月監査役一名改選林健就任 六月門司支店所屬下關出張所設置○深川支店所屬箱崎派出所ヲ出張所ニ改ム 七月監査役改選全員重任 八月全店員數四百六十名 九月取締役渡邊專次郎死去 十一月內地旅行信用證劵發行廢止 十二月營業店數十五
同　六	一九一七	七月使用人戰時特別手當金給與規程制定○重役改選全員重任 八月全店員數四百八十九名 十一月上海支店設置 十二月營業店數十六
大正　七	一九一八	一月重役改選取締役一名增員同二名及監査役一名改選、取締役ニ福井菊三郎、菊本直次郎間島弟彥監査役ニ金塚仙四郎就任、取締役菊本直次郎常務締役ニ就任 二月大阪支店所屬中之島出張所設置 四月門司支店所屬下關出張所ヲ支店ニ改ム○營業規則改定監理課ヲ調査課調査役ヲ檢査役ト改ム○橫濱大阪神戶三支店ニ外國係設置 五月全店員數五百十五名 七月監査役改選全員重任 八月若松出張所設置 十月常務取締役米山梅吉滿鮮地方ヘ出張 十二月大阪西支店所屬川口出張所設置○營業店數十九

大正八　一九一九

一月定時總會ニ於テ常務取締役一名增員取締役間島弟彥常務取締役ニ就任

五月若松出張所ヲ若松支店ト改稱

七月資本金ヲ一億圓ニ增額○重役改選全員重任○代表取締役ヲ五名ニ增員、社長及常務取締役ヲ當行代表取締役ト定ム取締役社長三井高保常務取締役池田成彬同米山梅吉同菊本直次郞同間島弟彥就任

八月店員數六百九名

十月取締役二名、監査役一名增員、取締役ニ原富太郞岸本兼太郞監査役ニ大橋新太郞就任

十一月使用人戰時特別手當金給與內規廢止、使用人臨時手當金給與內規制定

十二月營業店數十九

大正九　一九二〇

一月重役改選、取締役社長及取締役各一名監査役二名改選取締役社長ニ三井源右衛門取締役ニ龜島廣吉監査役ニ門野錬八郞杉山虎雄就任○營業規則改定本店營業部及大阪支店ニ次長二名以內橫濱京都及神戶支店ニ次長一名ヲ置ク

六月早川千吉郞取締役辭任

七月取締役一名改選福井菊三郞就任○監査役改選全員重任

八月全店員數七百七名

十二月營業店數十九

同　一〇　一九二一

四月門野錬八郞監査役辭任

五月營業規則廢止業務規則制定本部ニ文書課經理課內國課外國課檢查課調查課ヲ置キ檢查役ヲ參事ト改稱

七月重役改選取締役全員重任監查役金塚仙四郞大橋新太郞

杉山虎雄以上重任山本龜光新任
八月三井守之助取締役辭任
九月東京深川支店ハ日本橋區南茅場町二十三番地一ニ移轉日本橋支店ト改稱深川支店所屬箱崎出張所ハ業務ヲ日本橋支店ニ引繼キ閉鎖
十一月取締役一名改選三井高精就任○全店員數七百五十四名
十二月營業店數十八

大正 一一	一九二二

一月定時總會ニ於テ決算期ヲ二月及八月ニ改ム
二月紐育支店設置
四月小口當座預金ヲ特別當座預金ト改稱
七月間島弟彥常務取締役辭任
八月監査役改選全員重任
九月丸之內支店設置○全店員八百二十名
十二月營業店數二十

大正 一二	一九二三

六月大阪支店所屬中之島出張所同市北區堂島船大工町ニ移轉大阪堂島出張所ト改稱
七月取締役間島弟彥監査役金塚仙四郎辭任
八月定時總會ニ於テ倫敦及孟買支店設置取締役一名增員、決算期三月九月ニ變更可決○重役改選取締役社長三井源右衞門常務取締役池田成彬同菊本直次郎取締役米山梅吉同原富太郎同岸本兼太郎同龜島廣吉同福井菊三郎同男爵三井高精(以上重任)同今井利喜三郎同山崎吉次郎(以上新任)取締役龜島廣吉同今井利喜三郎常務取締役ニ就任監査役杉山虎雄同山本龜光同大橋新太郎(以上重任)二宮峰男新任○業務規則改定支店長代理ヲ次長ト改稱
九月一日當行本店營業所及橫

杉山虎雄以上重任山本龜光新任
八月三井守之助取締役辭任
九月東京深川支店ハ日本橋區南茅場町二十三番地ニ移轉日本橋支店ト改稱深川支店所屬箱崎出張所ハ業務ヲ日本橋支店ニ引繼キ閉鎖
十一月取締役一名改選三井高精就任○全店員數七百五十四名
十二月營業店數十八

一月定時總會ニ於テ決算期ヲ二月及八月ニ改ム
二月紐育支店設置

正誤

年表一八頁 上段十三行目
年表一八頁 下段 八行目
決算期ヲ定時總會招集期ニ訂正

大正 一二 一九二三

六月大阪支店所屬中之島出張所同市北區堂島船大工町ニ移轉大阪堂島出張所ト改稱
七月取締役間島弟彥監査役金塚仙四郎辭任
八月定時總會ニ於テ倫敦及孟買支店設置取締役一名增員、決算期三月九月ニ變更可決○重役改選取締役社長三井源右衛門常務取締役池田成彬同菊本直次郎取締役米山梅吉同原富太郎同岸本兼太郎同龜島廣吉同福井菊三郎同男爵三井高精(以上重任)同今井利喜三郎同山崎吉次郎(以上新任)取締役龜島廣吉同今井利喜三郎常務取締役ニ就任監査役杉山虎雄同山本龜光同大橋新太郎(以上重任)二宮峰男新任○業務規則改定支店長代理ヲ次長ト改稱
九月一日當行本店營業所及橫

		濱支店震火災ノ爲メ類燒本店營業部ハ九月十一日ヨリ日本橋支店內ニ假營業所ヲ設ケ營業ヲ開始ス同月二十日有樂館丸之內支店內ニ移轉〇二十五日橫濱支店營業開始 十月仝店員數八百八十二名 十一月五日本部及本店營業部ハ日本橋區駿河町舊營業所ヘ復歸 十二月營業店數二十二〇倫敦支店及孟買出張所設置
大正 一三	一九二四	三月業務規則改定輸出輸入及送金係新設〇常務取締役菊本直次郎海外經濟事情視察ノ爲メ歐米出張 八月蘭領爪哇ニ出張員ヲ派遣〇仝店員數九百六十九名 九月監査役改選仝員重任 十二月業務規則改定本店外國營業部設置〇孟買出張所ヲ支店ト改稱〇營業所數二十三
大正 一四	一九二五	五月爪哇スラバヤ出張所設置 八月二十三日本店營業所新築ノ爲メ假營業所ヲ日本橋區本革屋町五番地一號ニ移轉 九月重役改選仝員重任〇仝店員數一千二名 十二月營業店數二十四
同 一五	一九二六	二月使用人勤務定限年齡規則制定 三月定時總會ニ於テ大阪市ニ支店一ヶ所增設可決 六月營業店數二十四〇仝店員數一千六百六十六名

株式會社三井銀行營業成績表（單位圓）

科目 / 年次	資産: 拂込未濟資本金	諸貸出	外國手形	仕拂承諾見返	有價證券	動産不動産	他店へ貸	現在金	其他	合計	負債: 資本金	諸積立金	諸預金	賣渡外國爲替	仕拂承諾	未拂利息其他	他店ヨリ借	其他	前期繰越金	當期純益金	利益金	利益金處分: 諸積立金	賞與金	配當金	後期繰越金	年次
明治四十二年下半季		72,828,814			24,602,845	4,188,798	88,811	5,735,785	72,175	107,517,231	20,000,000	0	86,162,862				242,094	237,033	0	875,241	875,241	400,000	59,650	350,000	65,591	42. 12.
同 四十三年上半季		74,845,895			26,711,317	4,517,864	57,991	9,671,926	106,275	115,911,270	20,000,000	400,000	93,736,021				292,432	290,249	65,591	1,126,976	1,192,567	600,000	62,700	400,000	129,867	43. 6.
同 下半季		77,320,301			21,197,586	4,359,646	108,923	9,415,810	146,069	112,618,338	20,000,000	1,000,000	90,248,267				235,433	37,554	129,867	967,215	1,097,032	500,000	46,700	400,000	150,382	12.
同 四十四年上半季		78,429,581			20,267,616	4,300,288	431,512	9,572,836	15,004	113,016,840	20,000,000	1,500,000	89,866,883				582,609	6,396	150,382	910,568	1,060,950	500,000	41,000	350,000	169,951	44. 6.
同 下半季		74,385,737			19,740,971	4,254,887	155,930	9,220,126	12,555	107,770,203	20,000,000	2,000,000	84,249,676				233,988	76	169,951	1,116,516	1,236,457	650,000	61,650	400,000	174,817	12.
同 四十五年上半季		76,825,011			21,616,818	4,242,536	121,435	8,106,099	10,464	110,922,363	20,000,000	2,650,000	86,626,445				268,993	1,061	174,817	1,201,046	1,375,863	700,000	70,100	400,000	205,763	45. 6.
大正元年下半季		77,892,403	906,412		21,610,459	4,223,722	266,025	6,998,582	11,928	111,909,531	20,000,000	3,350,000	85,350,722				1,676,688	6,305	205,763	1,320,050	1,525,813	800,000	82,000	400,000	243,814	1. 12.
同 二年上半季		82,248,504	430,079		20,113,002	4,302,842	314,174	10,993,534	25,480	118,427,619	20,000,000	4,150,000	90,863,078				1,870,949	89	243,814	1,299,686	1,543,500	800,000	79,900	400,000	263,601	2. 6.
同 下半季		85,619,115	1,332,397		21,432,981	4,431,243	359,294	8,280,515	11,214	121,466,761	20,000,000	4,950,000	92,233,412				2,474,233	4,706	263,601	1,540,809	1,804,403	1,000,000	104,000	400,000	300,409	12.
同 三年上半季		86,238,557	1,216,445		20,879,261	4,519,787	319,772	12,341,389	2,140	125,517,354	20,000,000	5,950,000	93,816,505				4,443,896	2,728	300,409	1,003,814	1,304,223	500,000	50,380	450,000	303,843	3. 6.
同 下半季		89,303,586	1,958,792		20,790,551	4,694,439	330,430	14,698,828	1,153	131,777,781	20,000,000	6,450,000	99,687,778				4,137,973	8,333	303,843	1,189,852	1,493,695	650,000	118,900	400,000	324,795	12.
同 四年上半季		94,655,288	4,748,767		24,634,429	4,838,527	362,848	10,232,245	4,569	139,476,615	20,000,000	7,100,000	108,839,157				2,249,413	3,217	324,795	960,031	1,284,826	450,000	96,000	400,000	338,827	4. 6.
同 下半季		94,979,317	14,032,735		22,980,417	4,898,833	1,493,090	10,826,597	98,244	149,289,235	20,000,000	7,550,000	114,810,144				5,846,979	5,177	338,827	738,105	1,076,932	250,000	73,800	400,000	353,133	12.
同 五年上半季		103,796,197	14,317,991		22,073,688	4,734,539	459,885	12,800,115	10,347	158,192,766	20,000,000	7,800,000	123,794,164				4,915,791	54,791	353,133	1,274,886	1,628,019	600,000	127,400	500,000	400,619	5. 6.
同 下半季		134,096,205	21,599,344	1,459,322	20,584,003	4,451,516	726,753	14,454,121	32,859	197,404,126	20,000,000	8,400,000	152,306,399	1,857,845	1,459,322	1,510,093	9,173,341	58,153	400,619	2,238,350	2,638,969	1,500,000	223,800	500,000	415,170	12.
同 六年上半季		139,624,628	21,663,144	787,791	22,965,100	4,226,459	8,204,532	21,223,688	32,798	218,728,153	20,000,000	9,739,060	173,198,018	810,547	787,791	1,675,054	9,898,107	53,178	415,170	2,151,225	2,566,395	1,406,100	215,100	500,000	445,195	6. 6.
同 下半季		194,297,545	17,604,971	1,049,721	28,460,266	3,980,564	2,576,587	17,026,493	36,980	265,033,130	20,000,000	11,102,890	219,286,807	258,774	1,049,721	2,484,535	7,733,057	6,210	445,195	2,665,938	3,111,133	1,765,340	266,500	600,000	479,293	12.
同 七年上半季		220,391,175	14,535,541	3,220,267	29,031,090	3,537,344	2,796,255	28,446,054	24,921	301,982,650	20,000,000	12,628,940	258,515,021	630,705	3,220,267	2,936,606	1,205,108	90,249	479,293	2,276,457	2,755,750	1,457,500	221,800	600,000	476,451	7. 6.
同 下半季		260,805,082	22,673,107	298,942	37,422,783	3,148,284	2,905,742	29,806,589	190,202	357,250,733	20,000,000	14,023,960	306,571,664	1,444,878	298,942	3,677,835	7,104,771	168,735	476,451	3,483,494	3,959,945	2,514,424	341,900	600,000	503,622	12.
同 八年上半季		290,694,596	30,258,075	64,996	33,625,841	2,261,021	5,664,479	36,367,015	644,409	403,880,415	20,000,000	5,511,114	345,404,138	1,001,932	64,996	4,738,385	11,920,795	2,283,017	503,622	*11,000,000 17,452,413	17,956,035	1,130,000	=1,000,000 1,645,200	11,600,000	3,580,835	8. 6.
同 下半季	40,000,000	318,526,436	44,653,466	18,645,546	39,906,524	2,274,518	9,720,111	42,618,635	864,331	517,209,571	100,000,000	6,604,843	351,130,353	3,494,299	18,645,546	5,801,681	8,903,828	801,586	3,580,835	-13,500,000 18,246,596	21,827,431	△3,800,000 19,405,000	474,600	1,876,000	71,832	12.
同 九年上半季	40,000,000	388,714,203	27,027,788	31,933,164	41,292,293	2,348,823	9,006,404	48,987,916	768,554	590,079,145	100,000,000	22,073,745	413,709,601	2,075,018	31,933,164	6,769,304	5,576,226	280,770	71,832	7,589,481	7,661,313	3,603,000	569,200	3,000,000	489,113	9. 6.
同 下半季	40,000,000	388,980,499	18,061,671	12,789,155	62,913,187	2,738,903	10,846,683	45,370,652	1,731,772	583,432,523	100,000,000	25,395,520	426,261,034	242,845	12,789,155	6,395,659	3,242,158	839,459	489,113	7,777,576	8,266,689	2,946,000	583,200	3,000,000	1,737,390	12.
同 十年上半季	40,000,000	340,901,867	36,083,952	2,364,462	103,510,335	2,741,930	6,711,609	31,323,405	1,393,934	565,031,494	100,000,000	28,187,650	413,802,177	705,364	2,364,462	6,728,422	6,181,015	769,948	1,737,390	4,555,062	6,292,452	1,149,000	387,100	3,000,000	1,756,352	10. 6.
同 下半季	40,000,000	343,772,779	31,724,376	3,375,010	116,407,831	3,622,881	8,593,599	27,411,329	723,114	575,630,923	100,000,000	29,170,377	413,052,730	2,539,306	3,375,010	6,973,459	10,985,031	1,374,253	1,756,352	6,404,402	8,160,754	2,656,000	512,300	3,000,000	1,992,454	12.
同 十一年上半季	40,000,000	381,678,319	40,289,031	2,072,531	96,855,126	3,658,649	2,054,059	28,390,398	462,376	594,860,493	100,000,000	31,752,405	423,717,019	6,191,987	2,072,531	7,364,192	12,964,622	1,117,260	1,992,454	7,688,019	9,680,473	3,559,000	538,100	3,600,000	1,983,373	11. 6.
同 下半季	40,000,000	380,919,721	42,184,224	7,751,935	108,012,613	3,615,395	2,957,527	26,460,791	397,168	622,299,377	100,000,000	35,272,452	439,130,693	4,831,491	7,751,935	8,355,818	16,833,550	1,071,469	1,983,373	7,068,591	9,051,964	2,872,000	494,800	3,600,000	2,085,165	12.
同 十二年上半季	40,000,000	377,644,930	53,594,034	10,596,841	103,195,872	3,673,434	4,641,554	44,093,947	683,590	638,124,187	100,000,000	38,086,826	440,693,853	5,024,628	10,596,841	8,714,396	24,204,602	695,295	2,085,165	8,022,577	10,107,742	3,676,000	521,400	3,600,000	2,310,342	12. 6.
同 下半季	40,000,000	384,278,868	41,377,883	8,034,312	93,261,292	3,574,329	10,446,634	28,941,053	577,848	610,592,162	100,000,000	41,499,408	417,548,964	1,481,436	8,034,312	9,203,309	20,509,852	1,751,659	2,310,342	8,252,875	10,563,217	3,775,000	536,400	3,600,000	2,651,818	12.
同 十三年上半季	40,000,000	372,149,773	50,499,575	13,206,961	98,461,554	3,697,222	2,035,253	46,756,785	710,441	627,517,566	100,000,000	45,108,956	416,918,517	1,183,927	13,206,961	7,988,824	30,736,916	1,339,912	2,651,818	8,383,731	11,035,549	3,775,000	544,900	3,600,000	3,115,650	13. 6
同 下半季	40,000,000	323,788,272	66,844,579	19,055,879	119,888,968	3,981,774	4,817,565	48,693,457	716,587	627,786,424	100,000,000	48,688,520	408,583,511	1,397,222	19,055,879	9,660,272	27,227,470	1,725,077	3,115,650	8,332,820	11,448,470	3,796,000	541,600	3,600,000	3,510,870	12.
同 十四年上半季	40,000,000	375,745,571	65,751,437	13,068,603	116,927,616	4,419,956	4,580,163	48,861,007	586,421	669,940,778	100,000,000	52,371,900	443,188,201	3,579,203	13,068,603	8,944,732	39,044,287	1,298,201	3,510,870	4,934,778	8,445,648	999,000	320,700	3,600,000	3,525,949	14. 6.
同 下半季	40,000,000	361,046,643	85,236,576	23,116,931	121,284,180	4,655,956	10,620,520	36,930,763	994,306	683,285,878	100,000,000	53,248,695	439,999,185	682,438	23,116,931	8,578,956	45,702,739	2,167,790	3,525,949	6,263,190	9,789,139	1,211,000	407,100	3,600,000	4,571,039	12.
同 十五年上半季	40,000,000	410,577,021	85,792,539	24,072,180	130,692,592	5,600,715	5,037,950	49,640,832	656,233	730,868,665	100,000,000	54,357,649	475,857,350	790,519	24,072,180	8,909,402	52,976,070	1,620,455	4,571,039	7,713,997	12,285,037	1,320,000	Σ907,000 1,408,400	● 3,[illegible] 6,600,000	寄附金 1,000,000 1,956,637	15. 6.

〔備 考〕

[illegible]

十年記念配當金ヲ含ム

寄附金ハ創立五十年記念金融業務ノ改善進歩ヲ目的トスル財團法人設立寄附金ナリ

大正十五年九月十五日印刷
大正十五年九月二十日發行

株式會社三井銀行
東京市日本橋區本革屋町五番地一號
株式會社三井銀行內
編纂兼發行者　小林忠太郎
東京市日本橋區兜町二番地
印刷者　小林武之助
東京市日本橋區兜町二番地
印刷所　東京印刷株式會社